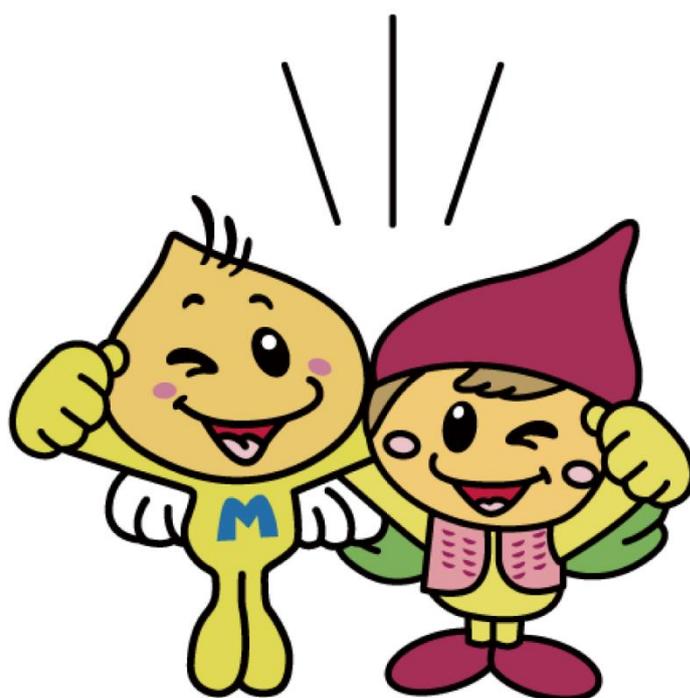


ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり

第2次三芳町地域福祉計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月

三芳町

ごあいさつ

三芳町では、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「三芳町地域福祉計画」を策定し、地区社協の設置、子ども食堂などの居場所づくりの支援、公的相談事業など様々な施策の推進に取り組んでまいりました。

この取組のさなか、新型コロナウイルス感染症のまん延や、大きな自然災害等が各地で発生し、私たちの生活は常に大きな脅威にさらされてきました。このような時こそ、地域における「つながり」や「ささえあい」が大切になります。



昨今の社会情勢を鑑みると、社会的孤立や生活困窮による人々の課題は複雑になり、これらの解決に向けて新たな対応が求められています。

国では、地域課題の解決力を強化するための取組や地域を基盤とする包括的な支援体制の整備等を骨格とした改革が掲げられています。

本町では今後、地域で活動する皆様と協働し、地域の実情に応じた施策を展開することで、「誰一人取り残さない」を理念とした持続可能なまちづくりを進めてまいります。

この「第2次地域福祉計画」は、福祉に関する総合的な計画として、「三芳町成年後見制度利用促進基本計画」、「三芳町再犯防止推進計画」、「三芳町自殺対策計画」が含まれます。この計画は横断的に、町、社会福祉協議会、事業者、関係機関、住民の皆さまが協力して、「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

この地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく社会が地域共生社会です。

住民の皆さま、また関係各位におかれましては、この計画の主旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆さま、アンケート調査にご協力をいただいた住民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
第2章 三芳町の福祉を取り巻く状況	9
1 人口及び世帯の状況	11
2 子どもの状況	13
3 高齢者の状況	15
4 障がい者の状況	17
5 アンケート調査結果概要	20
6 本町の現状からみる課題	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策体系	37
第4章 施策展開	39
基本目標1 みんなでつくる地域づくり	41
基本目標2 適切な支援を受けるための地域づくり	45
基本目標3 快適に住み続けられる地域づくり	49
第5章 三芳町成年後見制度利用促進基本計画	59
1 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	61
2 成年後見制度とは	61
3 本町の取組方針	62
4 具体的施策	63
第6章 三芳町再犯防止推進計画	65
1 再犯の防止等の推進に関する法律の成立	67
2 現状と課題	67
3 施策の方向	68
4 主な取組	69

第7章 三芳町自殺対策計画	71
1 自殺対策基本法の成立	73
2 現状と課題	73
3 施策の方向	74
4 主な取組	75
第8章 計画の推進にあたって	77
1 計画の周知・広報	79
2 計画の推進体制	79
3 進行管理	80
資料編	81
1 計画の策定経過	83
2 三芳町福祉計画策定審議会条例	84
3 三芳町第2次地域福祉計画策定審議会委員名簿	86
4 用語解説	87

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

本町では、誰もが安心して暮らせる福祉のまちの実現をめざし、平成 28 年3月に「三芳町地域福祉計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

しかし、急速に進展する高齢化、地震や自然災害の発生等により、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられるとともに、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立、生活困窮者の増加など新たな問題が表面化しています。

国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

また、平成 30 年の改正社会福祉法の施行に伴い、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針を策定するとともに、地域福祉計画の策定ガイドラインを改定しました。

市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込み、一体的に策定・推進することが求められています。

本町では、第1次計画の成果や住民ニーズ等を踏まえ、これからの本町における地域福祉を推進するための指針として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第2次三芳町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画策定の背景

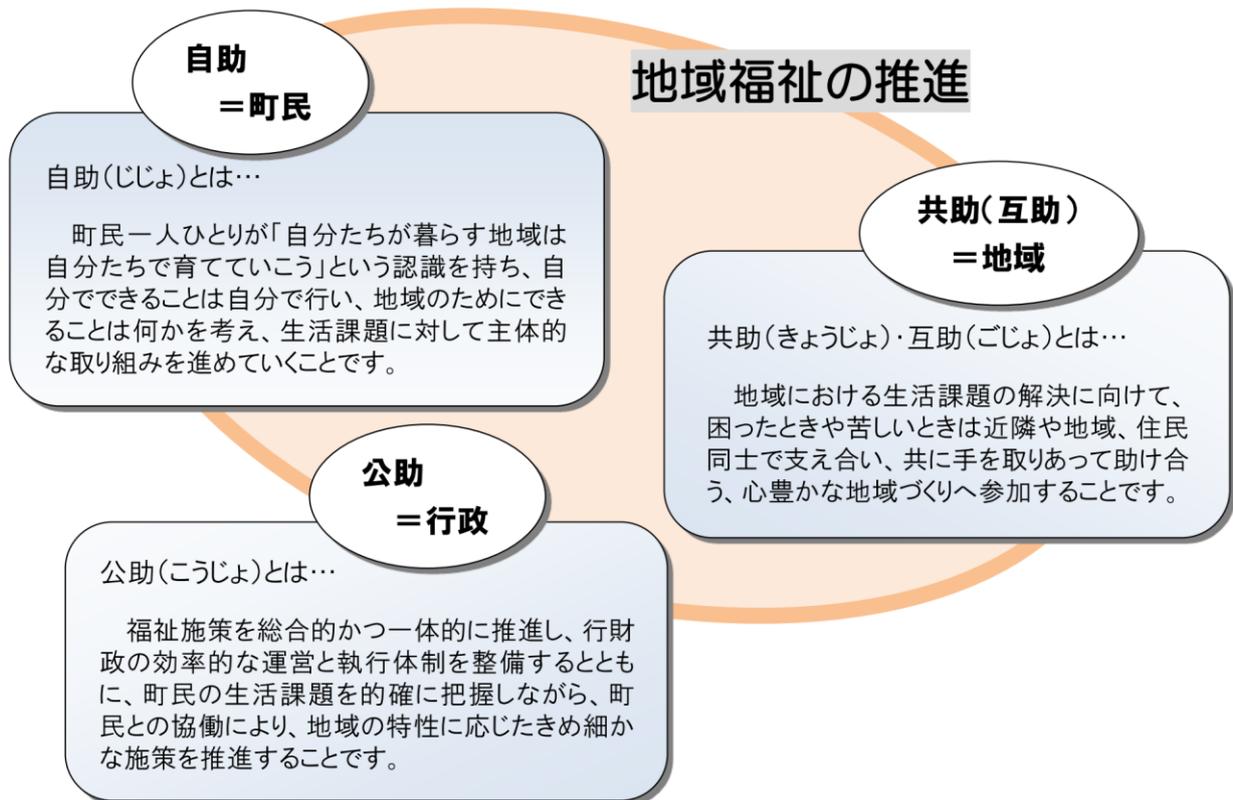
(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った暮らしや生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取組が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



(2) 国の動き

第1次計画策定後の主な国の動きは次の通りです。

本計画の策定にあたっては、成年後見制度の利用促進に関する計画、再犯防止等の推進に関する計画、自殺対策計画について検討・協議し、本計画内に位置づけています。

■第1次計画策定後の国の動き

年 月	概 要
平成 28 年 5 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成 28 年 12 月	再犯の防止等の推進に関する法律施行 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成 30 年 4 月	社会福祉法一部改正地域福祉計画の策定及び、包括的支援体制の構築が、市町村の努力義務とされる。
令和 2 年 6 月	地域共生社会の実現をめざして、社会福祉基盤の整備等が、市町村の努力義務とされる。

(3) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。

そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠及び役割

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 本町における地域福祉の方向性

平成 28 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「三芳町第 5 次総合計画」では、本町がめざすまちの将来像である「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の方向性について、次のように記載しています。

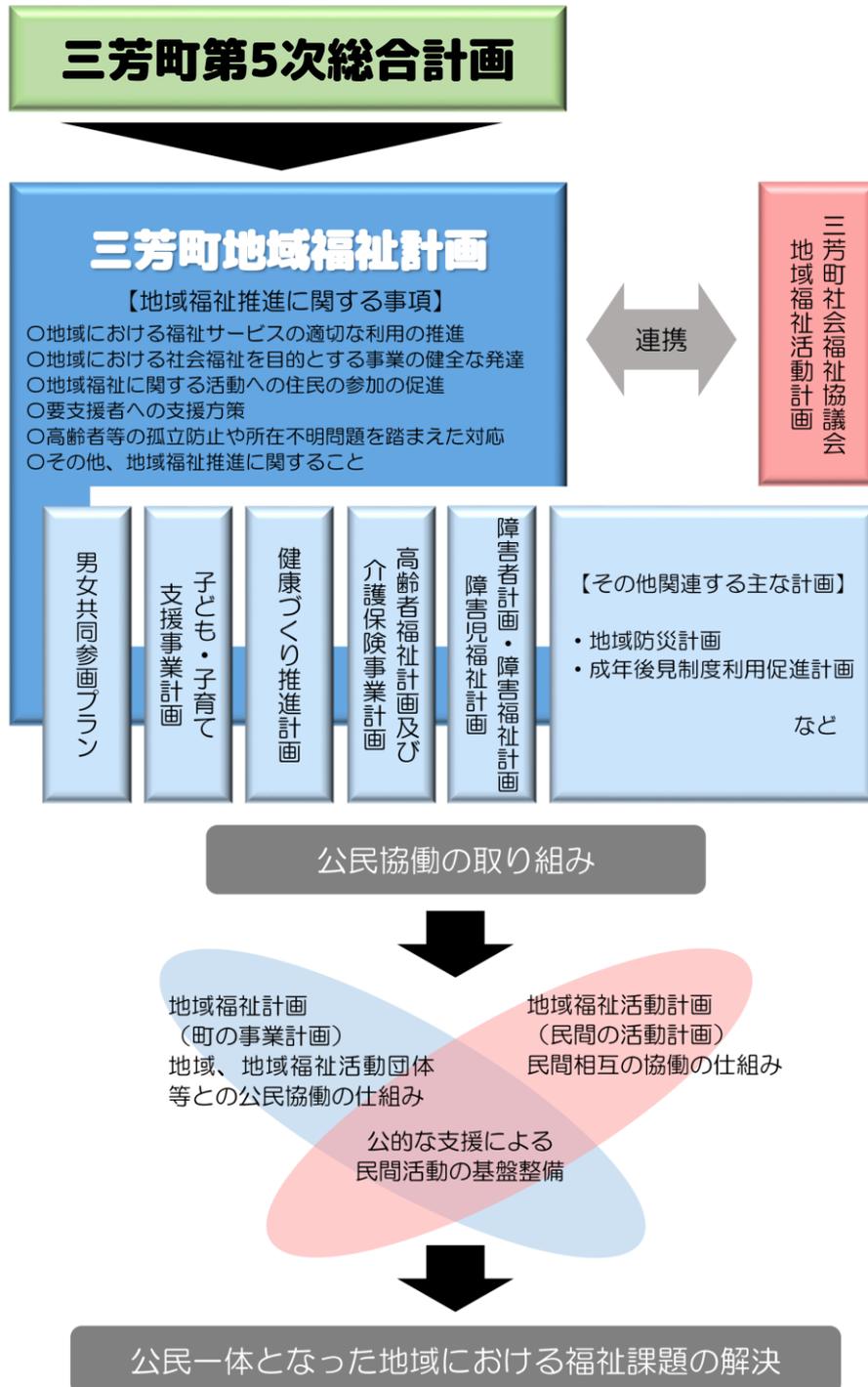
地域福祉の充実

社会福祉協議会と協力をし、町の施策（シニア事業等）と連携させて、多くの方々にボランティア活動、NPO や小地域福祉活動などに参加してもらえるよう推進し、住民の福祉向上に取り組む団体との協働や活動拠点の整備、活動支援に努めます。また、生活困窮者の自立支援を図ります。

(3) 他の計画等との関連

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「埼玉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

5 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定審議会による検討

本計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、地域福祉計画策定審議会において検討を重ねました。

(2) アンケート調査の実施

住民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として、アンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの住民の意見を反映させるため、令和3年1月25日から令和3年2月24日までパブリックコメントを実施しました。

第2章

三芳町の福祉を取り巻く状況

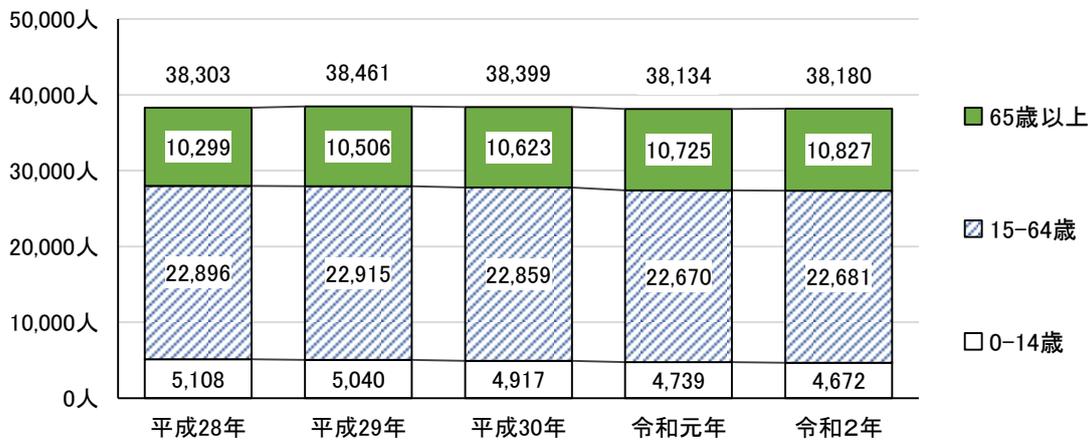
1 人口及び世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は38,000人台で推移しており、令和2年10月1日現在では、前年から微増し38,180人となっています。

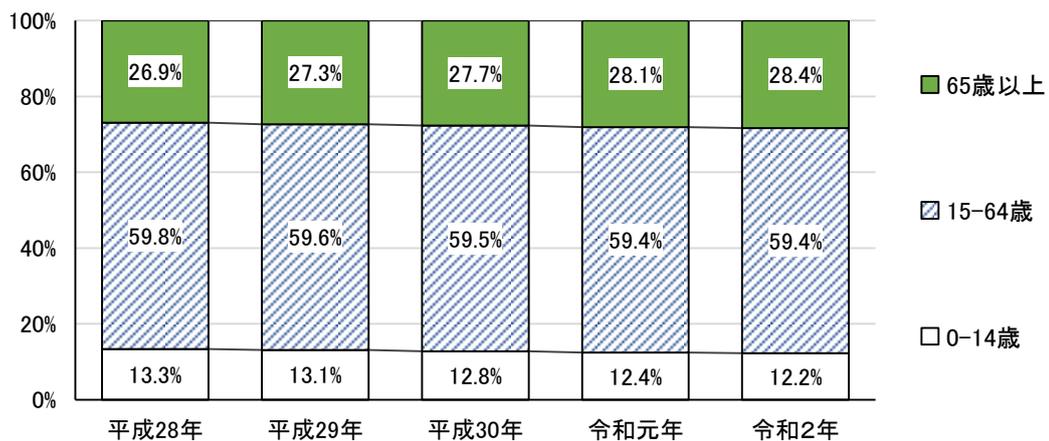
人口構成をみると、0～14歳の年少人口割合と15～64歳の生産年齢人口割合が減少傾向であるのに対し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は年々増加しており、令和2年10月1日現在では28.4%となっています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■人口構成比の推移

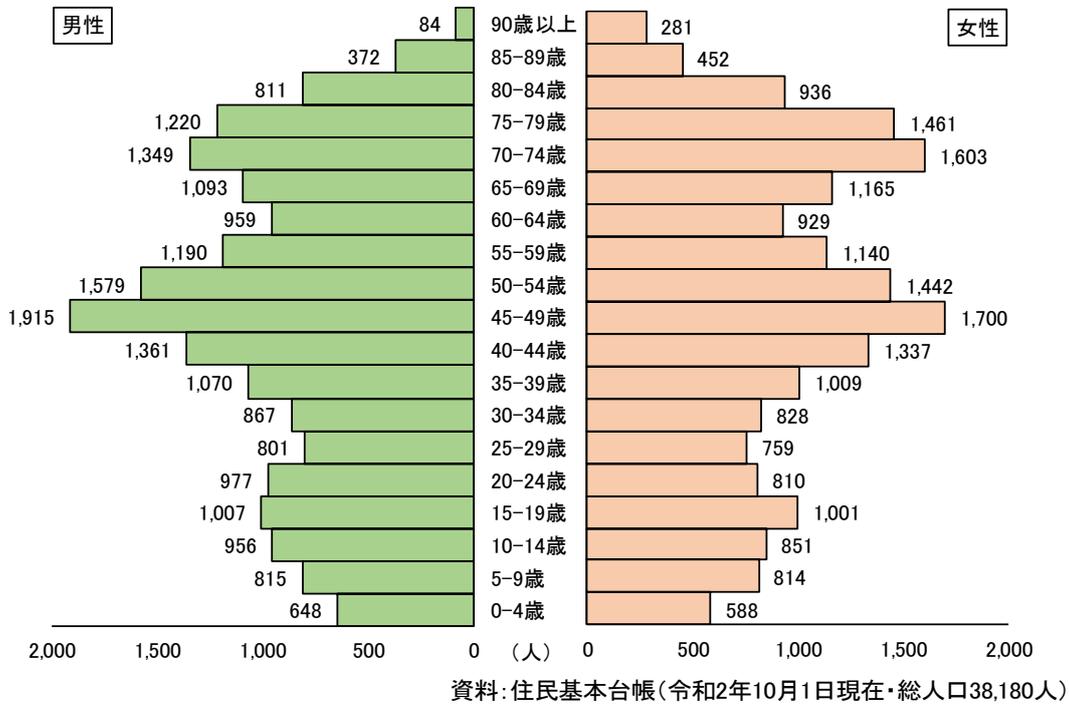


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

本町の令和2年10月1日現在の人口を人口ピラミッドで見ると、70歳代を中心とした年齢階層と45～54歳を中心とした年齢階層の2つの膨らみをもつかたちとなっています。

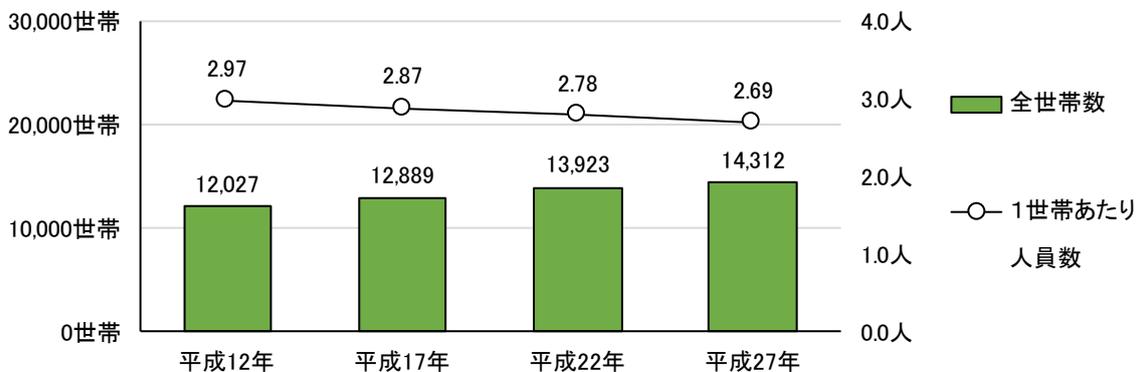
■人口ピラミッド



(3) 世帯数の推移

本町の世帯数は年々増加しており、平成27年では14,312世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数の推移



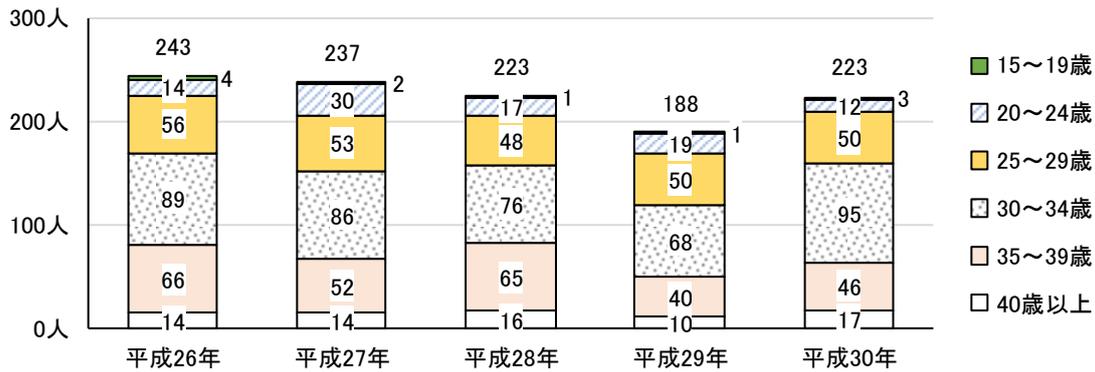
資料: 国勢調査

2 子どもの状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数は減少傾向にありましたが、平成30年は223人で、前年から35人増となっています。前年と比較すると30歳以上で出生数が増加しています。

■出生数の推移



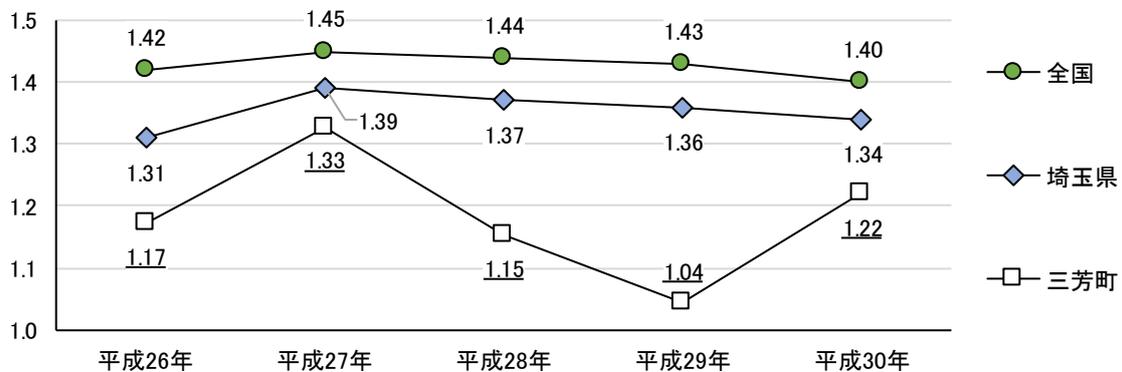
資料：埼玉県保健統計年報(年齢不詳は除く)

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成27年をピークに減少傾向にありましたが、平成30年は1.22で前年から0.18ポイント増となっています。

全国や埼玉県と比較すると低い水準にあることがわかります。

■合計特殊出生率の推移

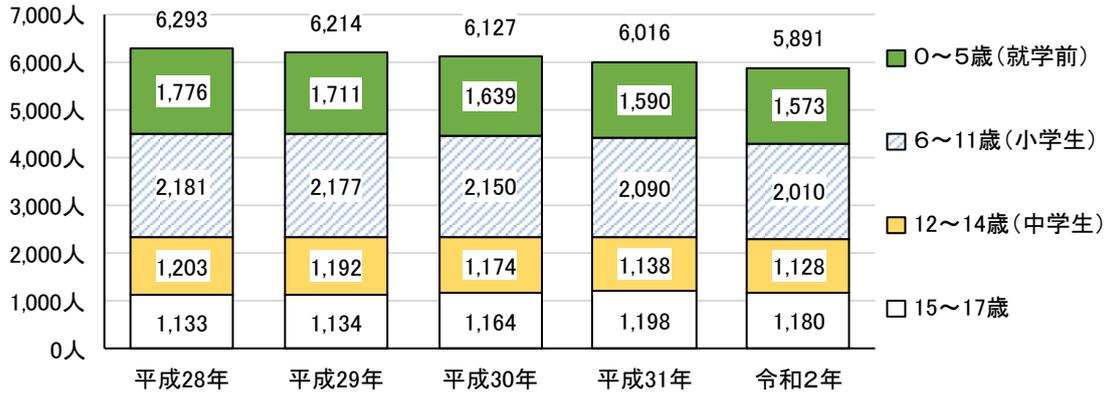


資料：埼玉県保健統計年報

(3) 児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は年々減少しており、令和2年4月1日現在では5,891人となっています。15～17歳の区分では増加傾向にありましたが、令和2年に減少に転じており、その他の区分では年々減少している状況です。

■18歳未満の児童数の推移

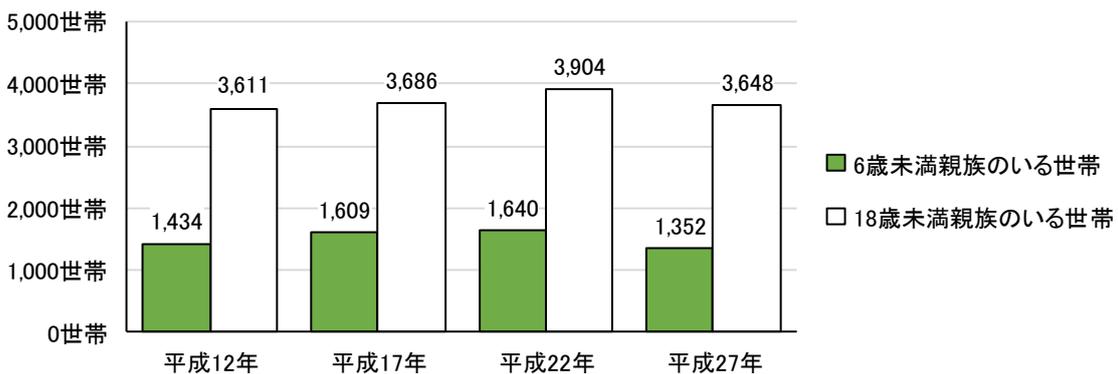


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 子どものいる世帯の状況

本町の18歳未満の親族のいる世帯数の推移をみると、6歳未満の親族のいる世帯と18歳未満の親族のいる世帯ともに平成22年までは年々増加していますが、平成22年から平成27年にかけて減少しており、特に6歳未満親族のいる世帯が大きく減少(17.6%減)しています。

■18歳未満の親族のいる世帯数の推移



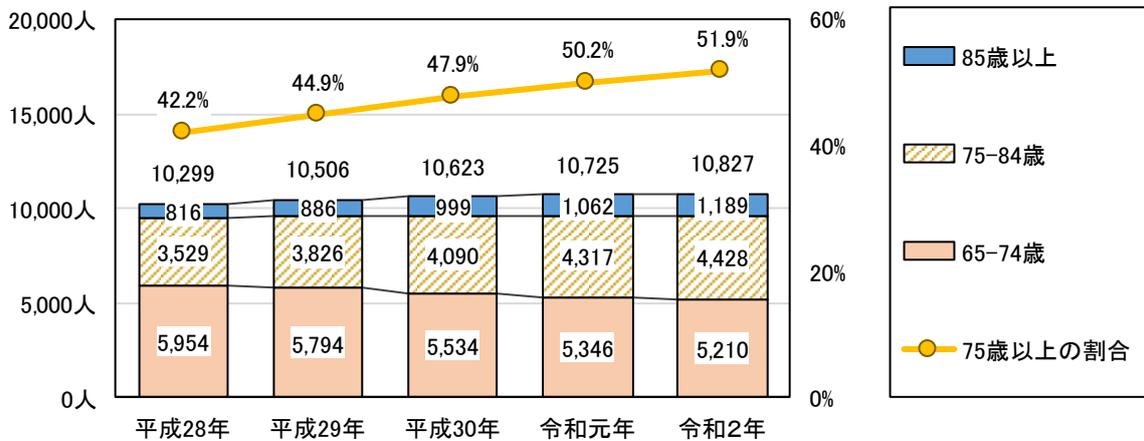
資料:国勢調査

3 高齢者の状況

(1) 高齢者数の推移

本町の高齢者数は年々増加しており、令和2年10月1日現在では10,827人となっています。65～74歳の前期高齢者数が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者数が年々増加しており、令和元年には高齢者全体に占める割合が50%を超え、令和2年10月1日現在では51.9%となっています。

■高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本町の全世帯数は年々増加しており、平成27年では14,312世帯となっています。

高齢者数が増加しているなかで、高齢者を含む世帯も増加しており、平成27年には6,399世帯で、全世帯数の44.7%となっています。

また、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯も年々増加している状況です。

■高齢者を含む世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	12,027 世帯	12,889 世帯	13,923 世帯	14,312 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	2,710 世帯 (22.5%)	3,861 世帯 (30.0%)	5,261 世帯 (37.8%)	6,399 世帯 (44.7%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	356 世帯 (13.1%)	538 世帯 (13.9%)	902 世帯 (17.1%)	1,342 世帯 (21.0%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	446 世帯 (16.5%)	782 世帯 (20.3%)	1,288 世帯 (24.5%)	1,752 世帯 (27.4%)

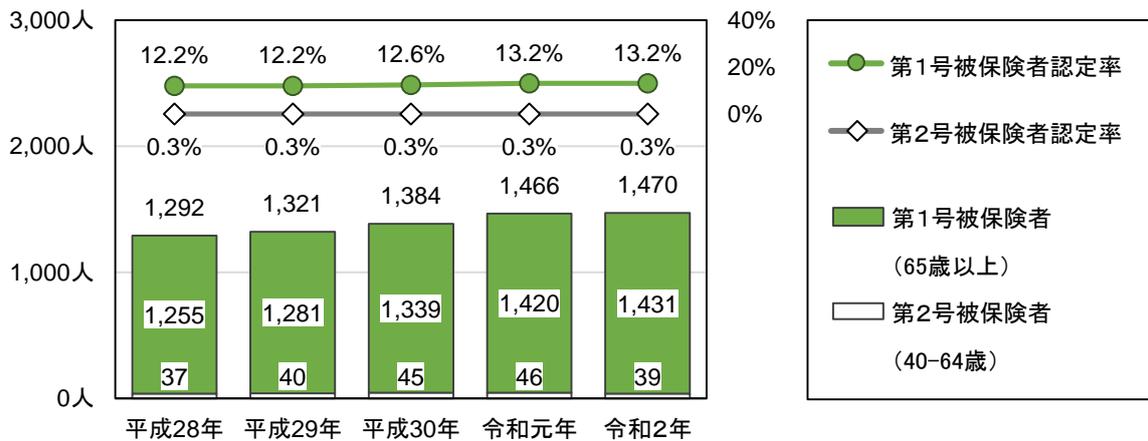
資料：国勢調査

(3) 認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年9月末日現在では1,470人となっています。そのうち、65歳以上の第1号被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は1,431人で、第1号被保険者認定率（高齢者数全体に占める割合）は13.2%となっており、75歳以上の後期高齢者の増加に伴って増加している状況です。

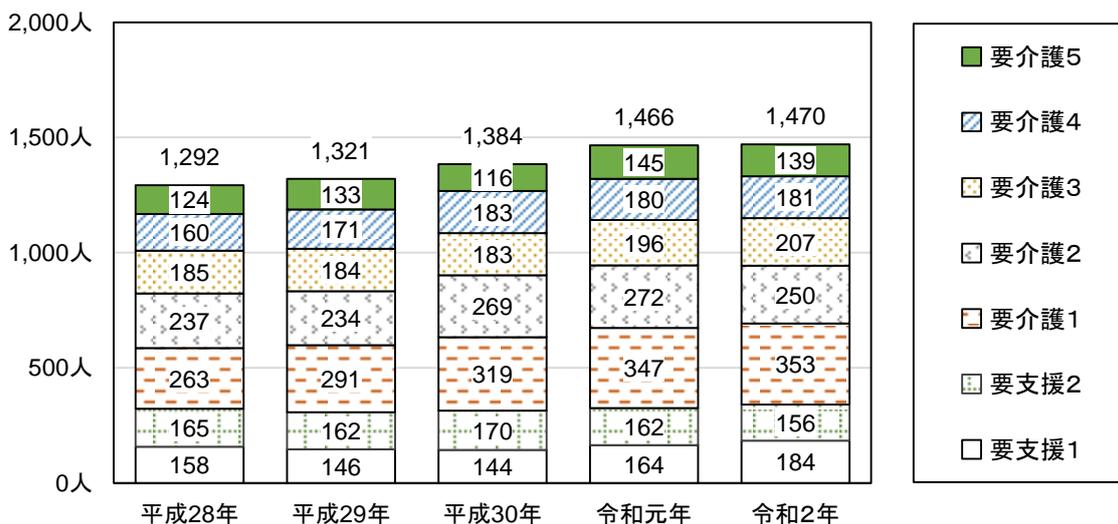
要支援・要介護度別にみると、時期による増減はあるものの、全体的に増加傾向で推移しており、本町では要介護1・2の認定者数が特に多くなっています。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■要支援・要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

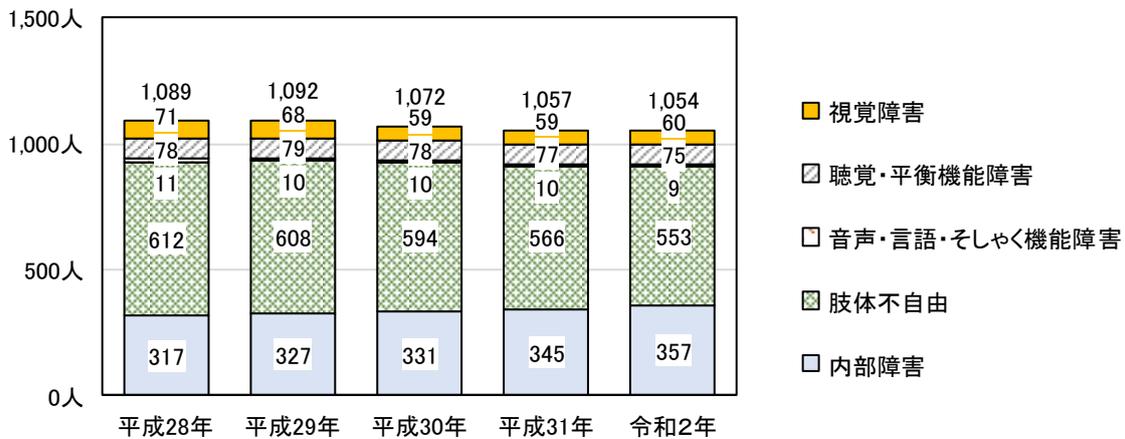
4 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は1,000人台で推移しており、令和2年3月末日現在では前年から減少し1,054人となっています。障がい別で見ると肢体不自由が最も多く手帳所持者の過半数を占めています。

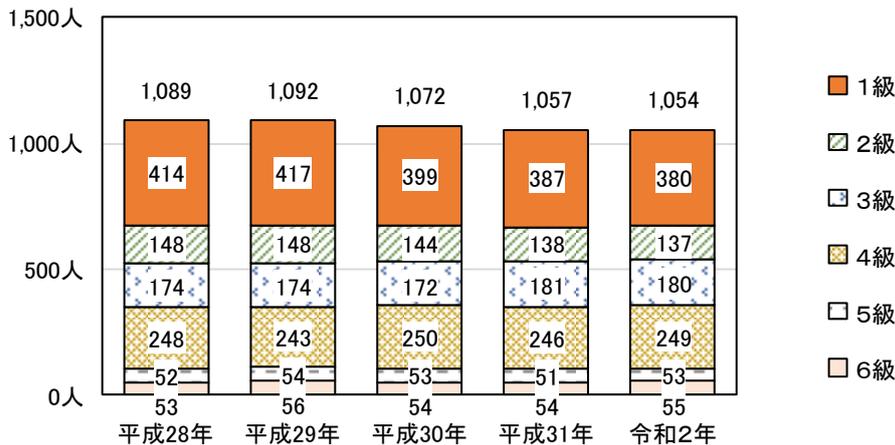
等級別にみると、1級が最も多く、令和2年3月末日現在で380人となっています。

■障がい別身体障害者手帳所持者数の推移



資料: 各年3月末日現在

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

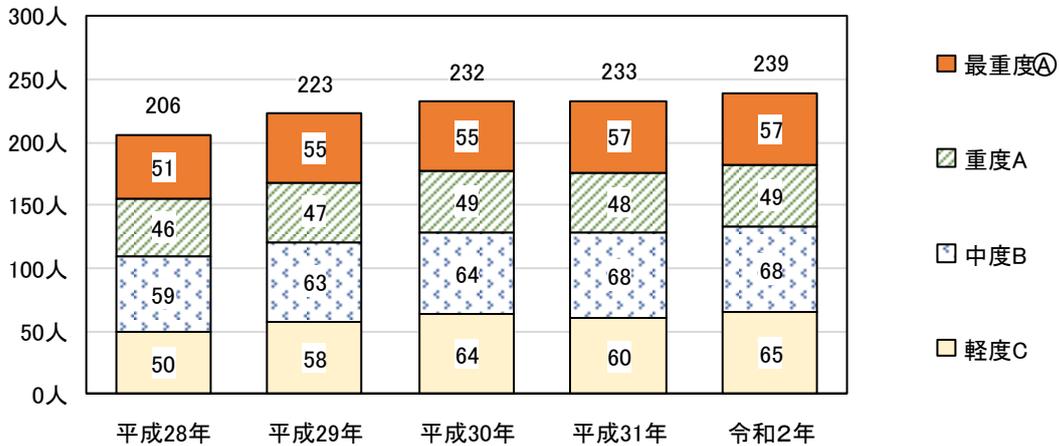


資料: 各年3月末日現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2年3月末日現在では239人となっています。等級別にみると、中度Bが最も多くなっていますが、他の等級との大きな差はみられません。

■等級別療育手帳所持者数の推移

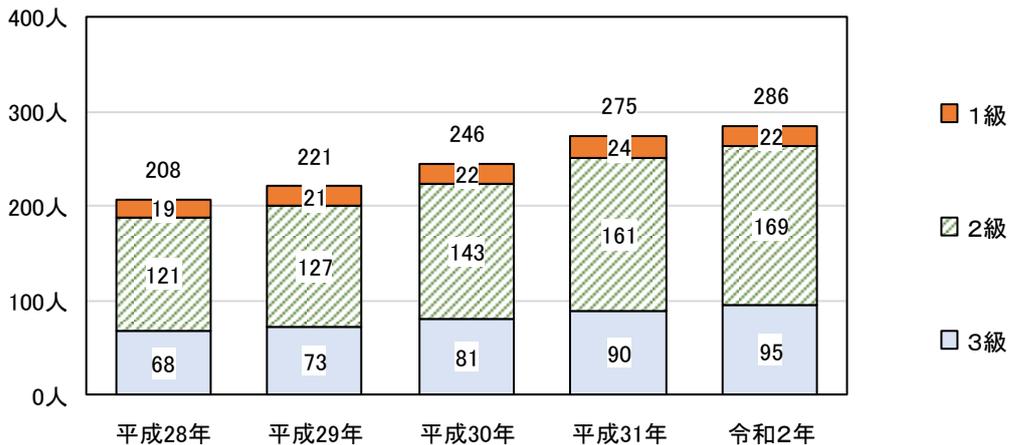


資料：各年3月末日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和2年3月末日現在では286人となっています。等級別にみると、2級が最も多く、令和2年3月末日現在では169人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：各年3月末日現在

(4) 障がい者施策をめぐる近年の動き

障害者総合支援法は、従来の障害者自立支援法に代わる法律として平成 25 年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。これまでどおり、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病者なども含まれることも定められました。

5 アンケート調査結果概要

○調査概要

本調査は、住民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として実施しました。

■調査対象・調査方法・実施時期

区分	調査対象	調査方法	実施時期
地域福祉を推進するためのアンケート調査	住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の住民 1,500人	郵送による配布・回収	令和2年9月

■配布・回収状況

区分	配布数	回収数	回収率
地域福祉を推進するためのアンケート調査	1,496件	659件	44.1%

※配布数は宛所不明の4件を除いています

■調査結果について（次頁からの注意事項）

- ・【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- ・回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答可（複数可）の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。

■回答者概要

【年代】			【世帯】			【同居者】		
区分	件数(件)	割合(%)	区分	件数(件)	割合(%)	区分	件数(件)	割合(%)
10・20歳代	38	5.8	ひとり暮らし	65	9.9	小学校入学前の乳幼児	51	7.7
30歳代	49	7.4	夫婦のみ	178	27.0	小学生	80	12.1
40歳代	105	15.9	親と子	327	49.6	中学生・高校生	86	13.1
50歳代	111	16.8	祖父母と親と子	53	8.0	65歳以上の方	273	41.4
60歳代	98	14.9	その他	24	3.6	介護を必要とする方	57	8.6
70歳以上	244	37.0	無回答	12	1.8	障がいのある方	59	9.0
無回答	14	2.1	合計	659		いずれもない	209	31.7
合計	659					無回答	22	3.3
						合計	659	

(1) 地域とのつながりについて

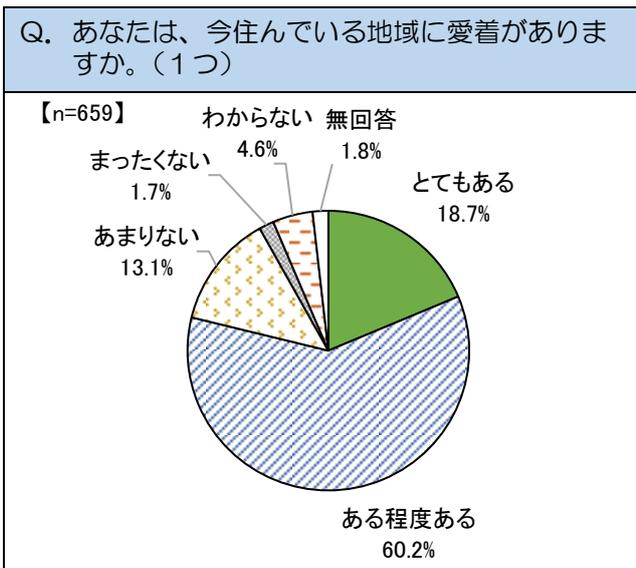
①地域への愛着や近所付き合いの状況

地域への愛着は、「とてもある」と「ある程度ある」を合わせると78.9%を占めています。

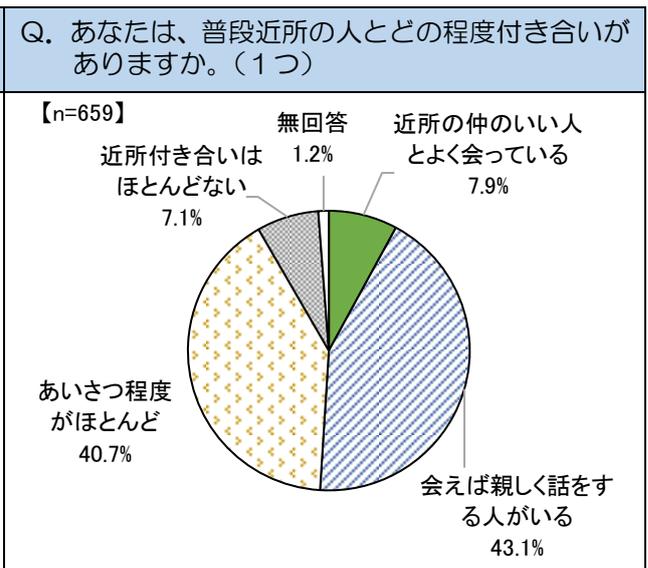
普段の近所付き合いは、「会えば親しく話をする人がいる」が43.1%で最も多く、次いで「あいさつ程度がほとんど」が40.7%となっています。

なお、近所付き合いがある理由は、「昔からの付き合い」が46.4%で最も多く、逆に近所付き合いがない理由は、「きっかけがない」が36.2%で最も多くなっています。

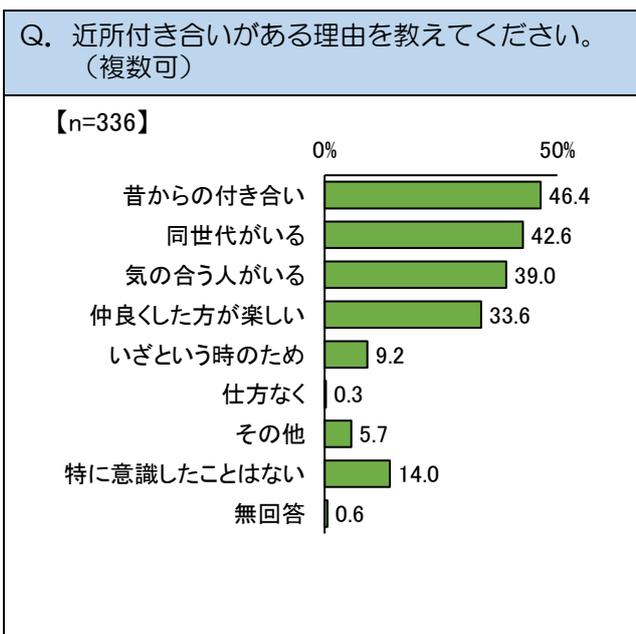
■地域への愛着



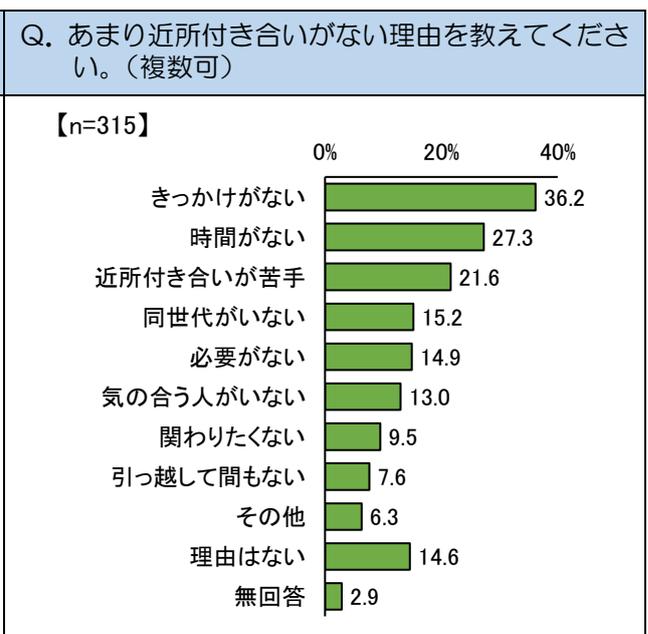
■近所付き合いの程度



■近所付き合いがある理由



■近所付き合いがない理由



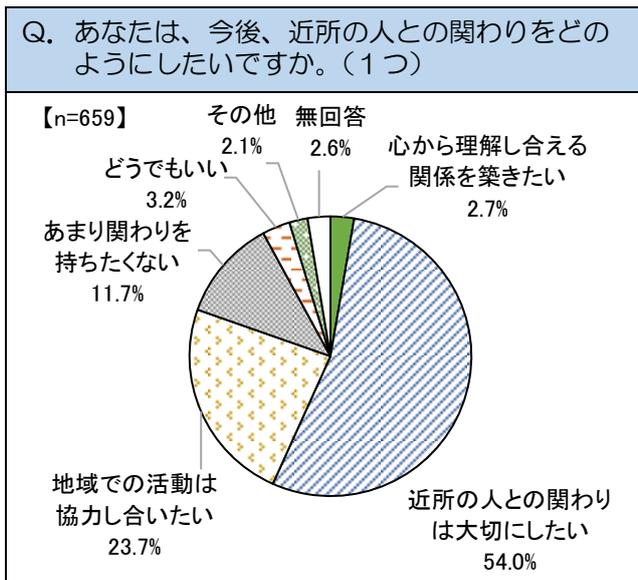
②今後の近所付き合いや地域の課題

今後の近所付き合いは、「近所の人との関わりは大切にしたい」が 54.0%で最も多く、次いで、「地域での活動は協力し合いたい」が 23.7%となっています。

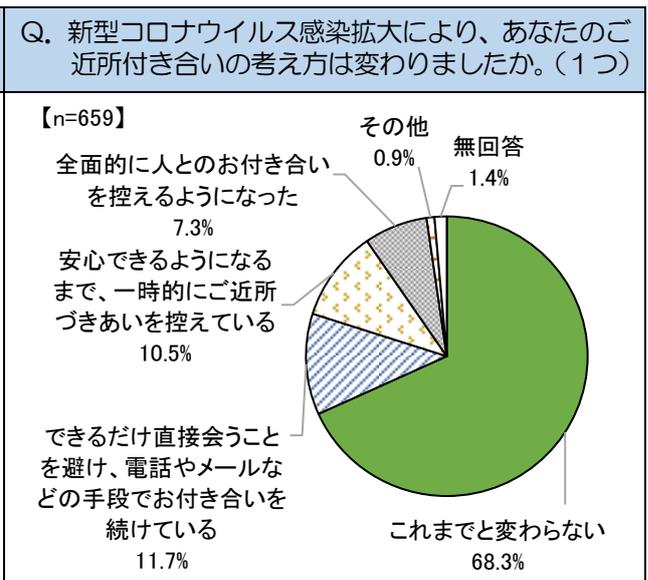
また、新型コロナウイルス感染拡大による近所付き合いの考え方は、「これまでと変わらない」が 68.3%を占めています。

地域の課題としては、「地域の高齢化の進行」が 55.4%で最も多く、以下「地域の子どもの減少」が 27.2%、「行政区や自治会への参加者の減少」が 26.1%などとなっています。

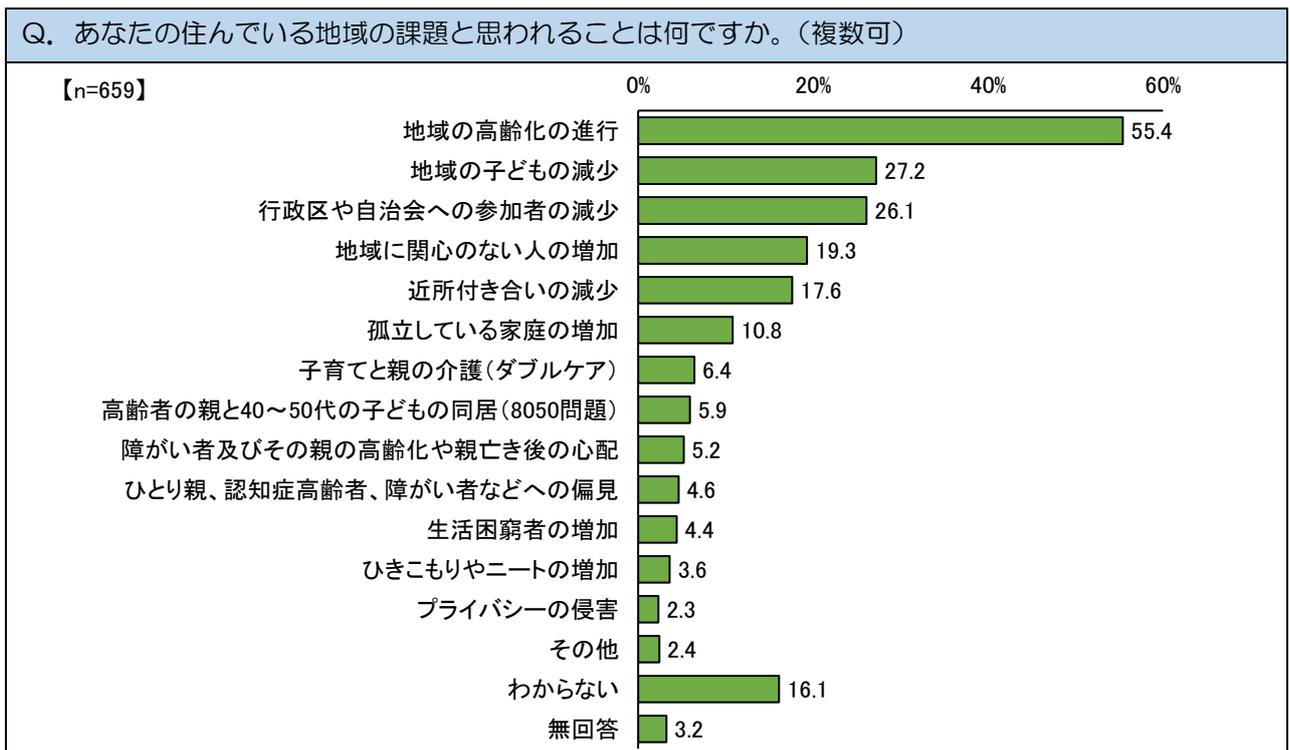
■近所との関わり



■近所付き合いの考え方の変化



■地域の課題



(2) 暮らしの中の困りごとについて

① 悩みや不安・相談先

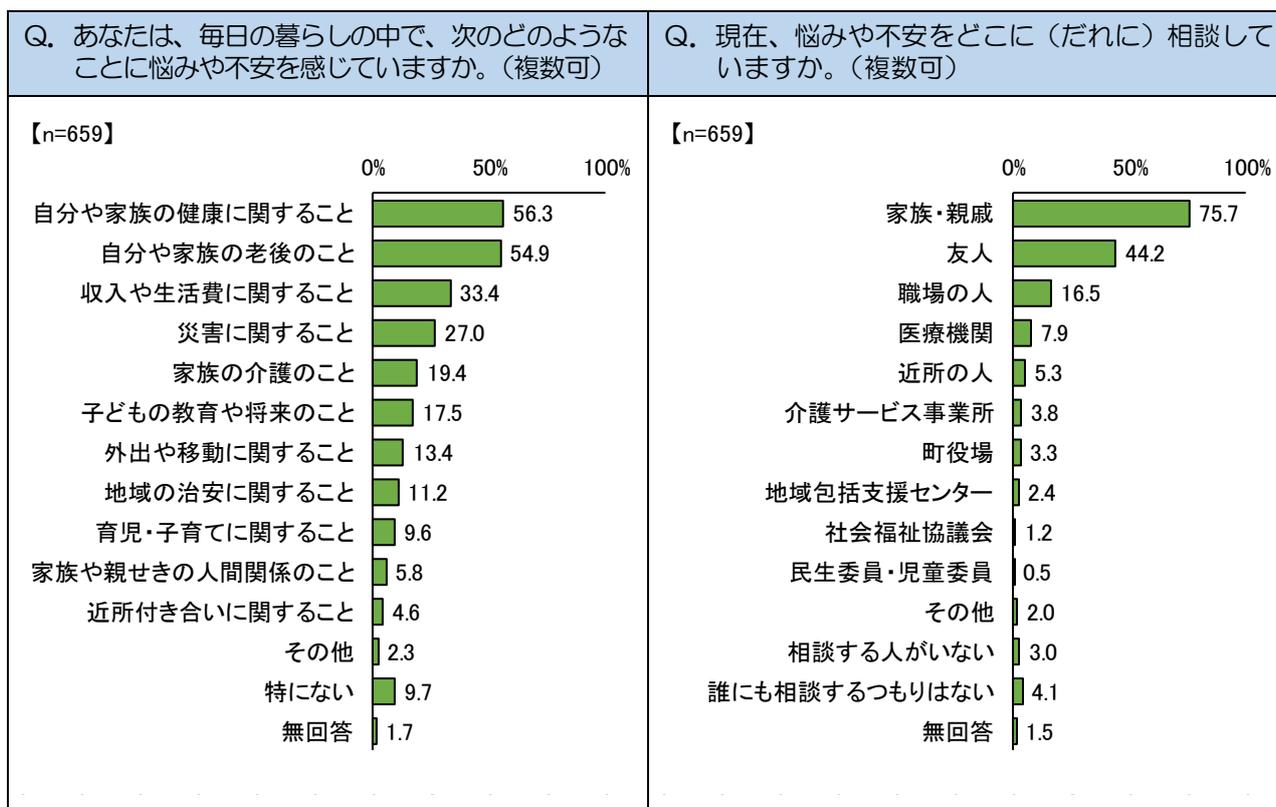
暮らしの中の悩みや不安は、「自分や家族の健康に関すること」が 56.3%で最も多く、以下「自分や家族の老後のこと」が 54.9%、「収入や生活費に関すること」が 33.4%、「災害に関すること」が 27.0%などとなっています。

悩みや不安の相談先については、「家族・親戚」が 75.7%で最も多く、以下「友人」が 44.2%、「職場の人」が 16.5%、「医療機関」が 7.9%などとなっています。

なお、3.0%が「相談する人がいない」と回答しています。

■ 暮らしの中の悩みや不安

■ 悩みや不安の相談先

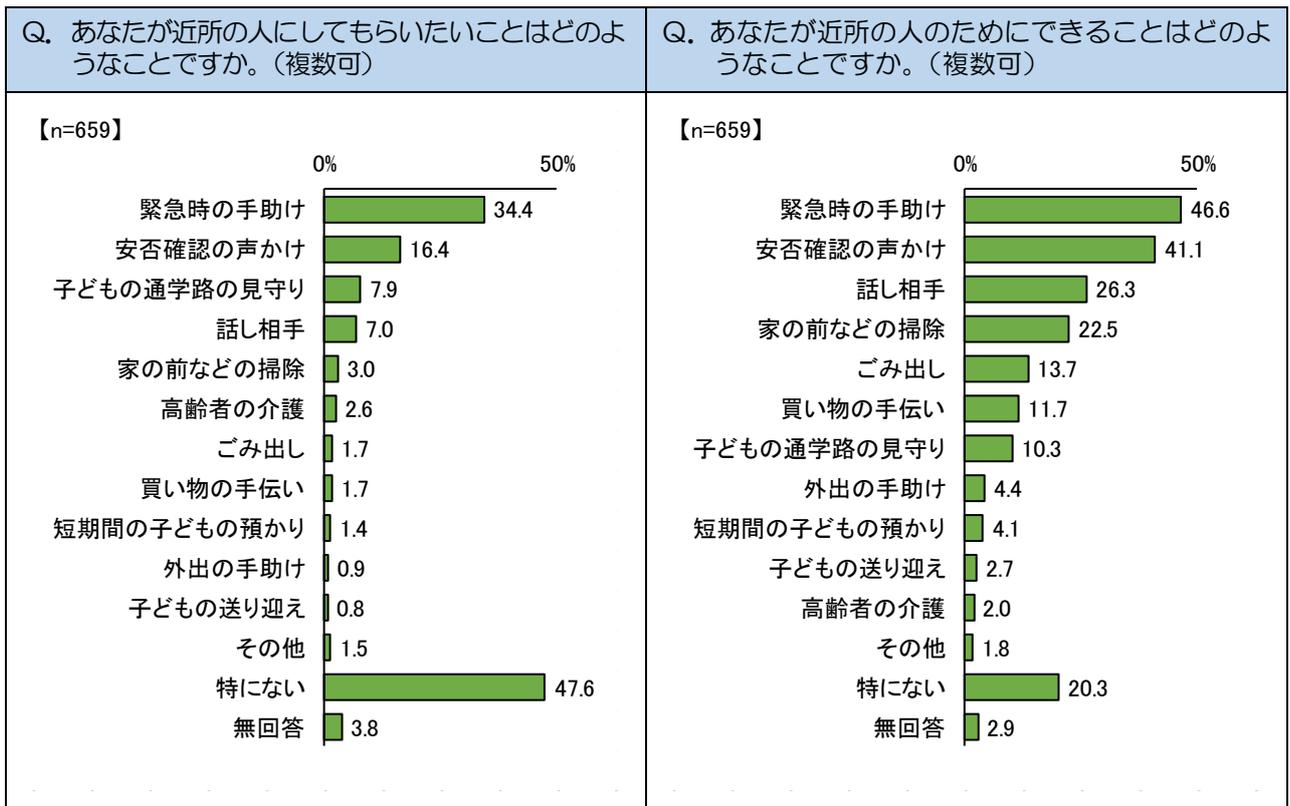


②近所の人にしてもらいたいこと・近所の人のためにできること

近所の人にしてもらいたいことは、「緊急時の手助け」が 34.4%で最も多く、以下「安否確認の声かけ」が 16.4%、「子どもの通学路の見守り」が 7.9%、「話し相手」が 7.0%などとなっています。一方で 47.6%が「特にない」と回答しています。

また、近所の人のためにできることは、「緊急時の手助け」が 46.6%で最も多く、以下「安否確認の声かけ」が 41.1%、「話し相手」が 26.3%、「家の前などの掃除」が 22.5%などとなっています。

■近所の人にしてもらいたいこと・近所の人のためにできること



(3) 地域防災について

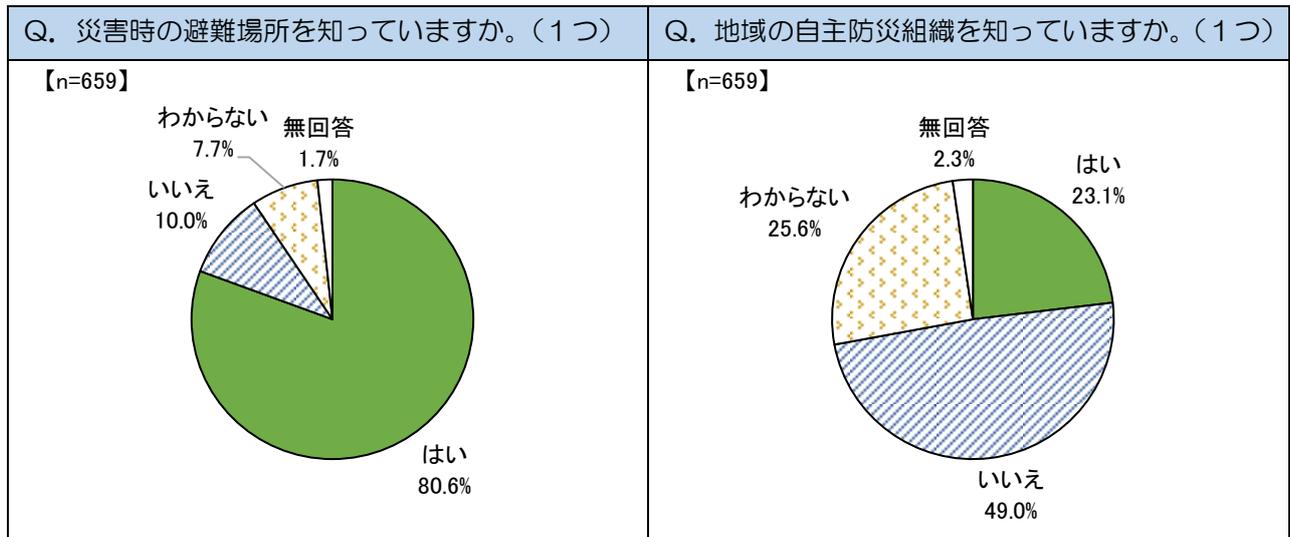
災害時の避難場所の認知度は80.6%を占めています。一方で、地域の自主防災組織の認知度は23.1%で避難場所に比べて低くなっています。

災害時の避難や対応への不安は、「必要な情報を得られるか」が57.4%で最も多く、以下「避難所で必要な支援を受けられるか」が46.6%、「避難所の居住環境」が42.6%、「避難所まで行くことができるか」が22.8%などとなっています。

災害時の支援や安否確認のための個人情報の地域での共有は、「災害に備え必要である」が55.2%を占め、次いで「災害時に関わらず常時必要である」が18.2%となっています。

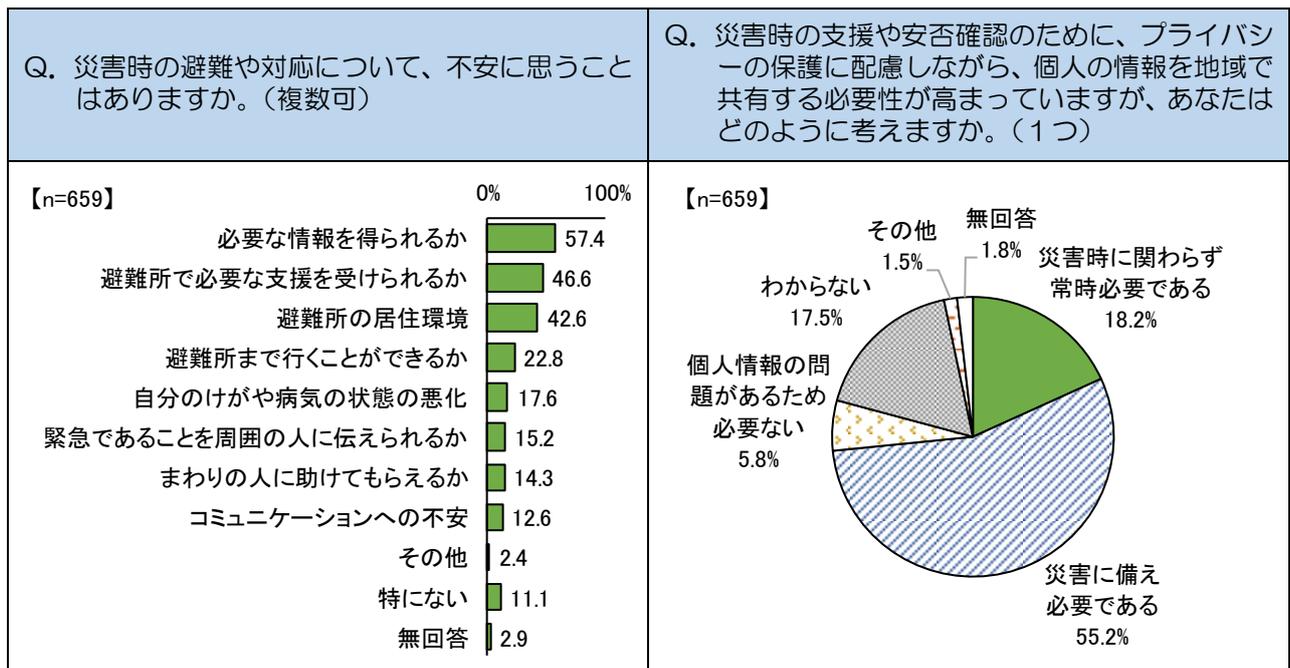
■災害時の避難場所の認知度

■地域の自主防災組織の認知度



■災害時の避難や対応への不安

■個人情報の地域での共有



(4) 地域の活動への参加について

①現在の参加状況

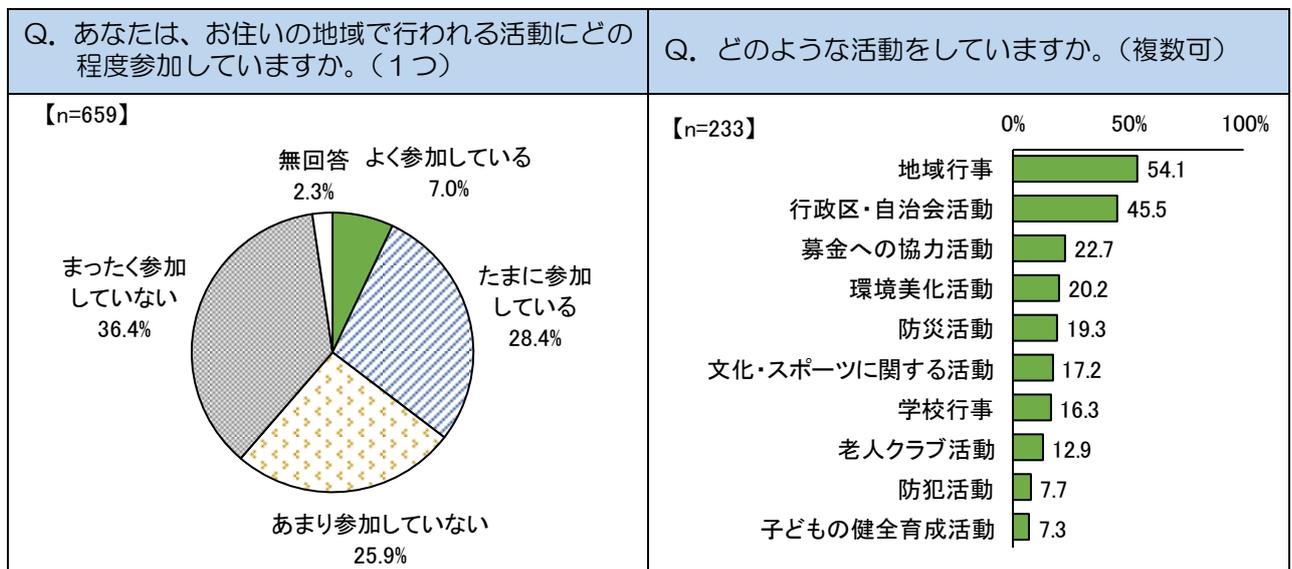
地域の活動への参加状況は、「よく参加している」と「たまに参加している」を合わせると35.4%となっており、参加者の活動内容は、「地域行事」が54.1%で最も多く、以下「行政区・自治会活動」が45.5%、「募金への協力活動」が22.7%などとなっています。

活動に参加した理由は、「地域や社会に貢献したい」が36.9%で最も多く、以下「役回りで仕方なく」が25.3%、「仲間づくりをしたい」が21.9%などとなっています。

逆に、活動に参加していない理由は、「時間がない」が41.4%で最も多く、以下「地域組織に入っていない」が29.4%、「参加方法などがわからない」が18.0%などとなっています。

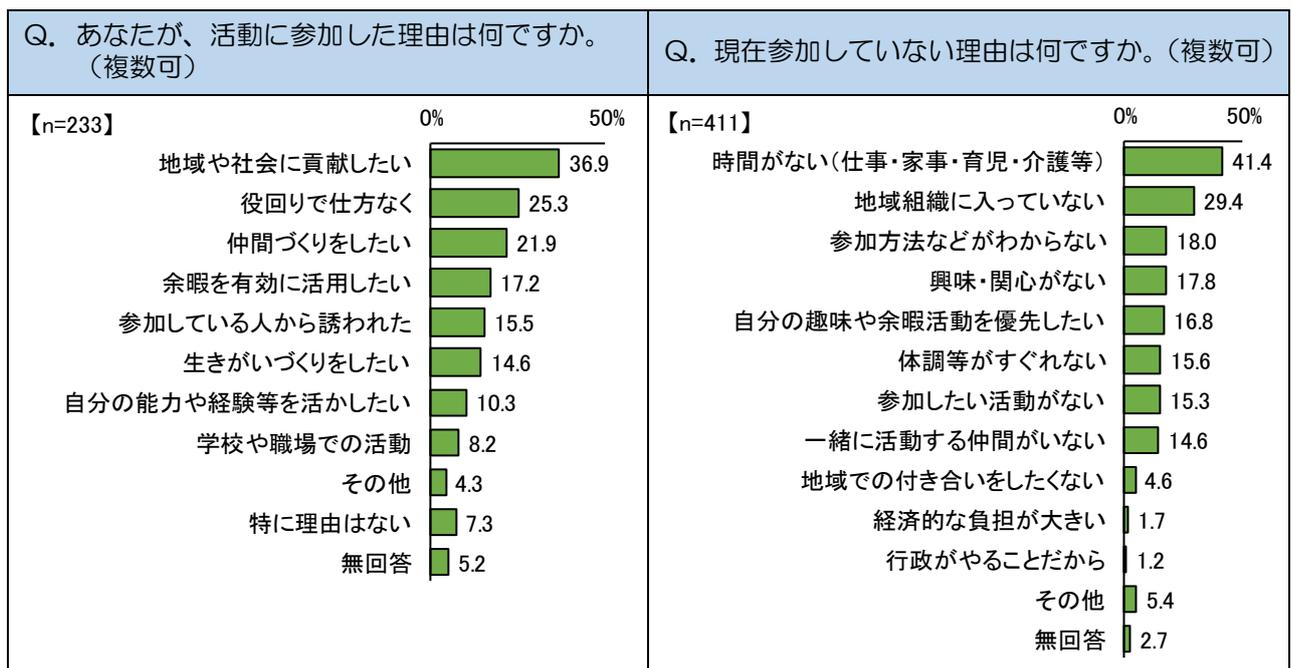
■地域の活動への参加状況

■活動内容（上位10位まで）



■活動に参加した理由

■活動に参加していない理由

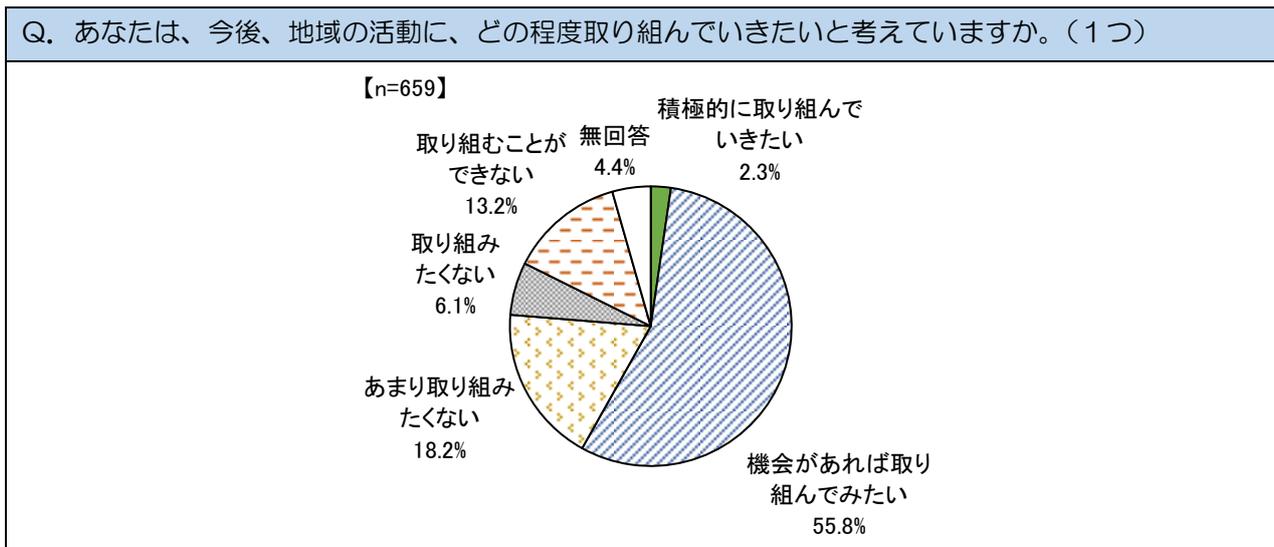


②今後の参加希望

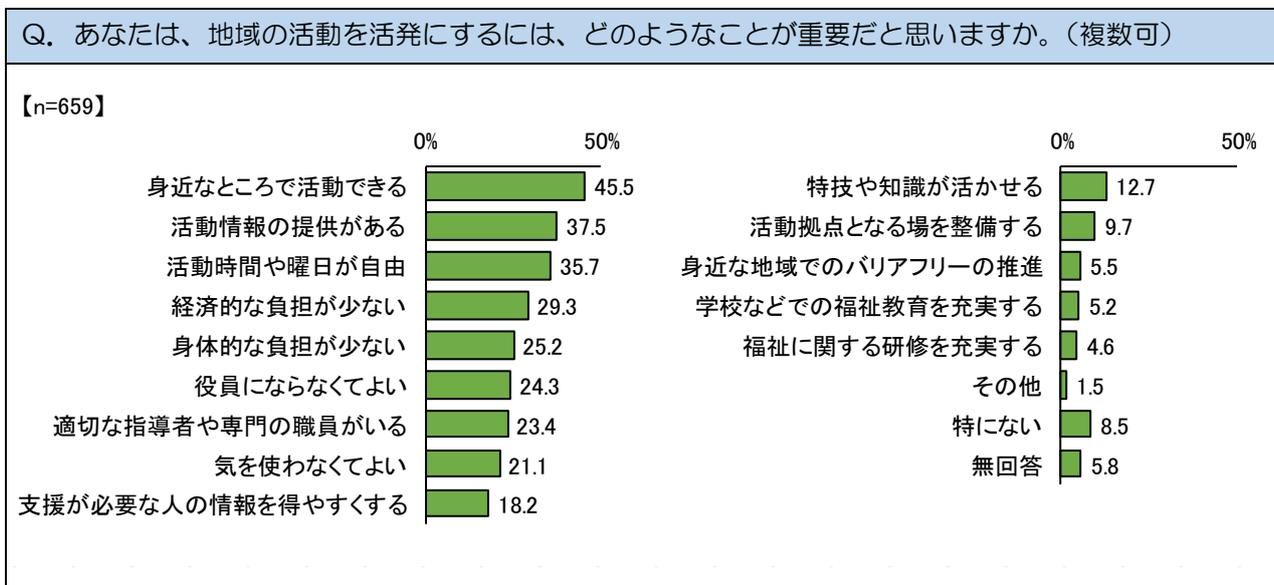
地域の活動への参加意向は、「機会があれば取り組んでみたい」が55.8%を占めており、「積極的に取り組んでいきたい」と合わせると58.1%となっています。

地域の活動を活発にするために重要なこととして、「身近なところで活動できる」が45.5%、「活動情報の提供がある」が37.5%、「活動時間や曜日が自由」が35.7%、「経済的な負担が少ない」が29.3%などとなっています。

■地域の活動への参加意向



■地域の活動を活発にするために重要なこと



(5) 町の地域福祉の取組について

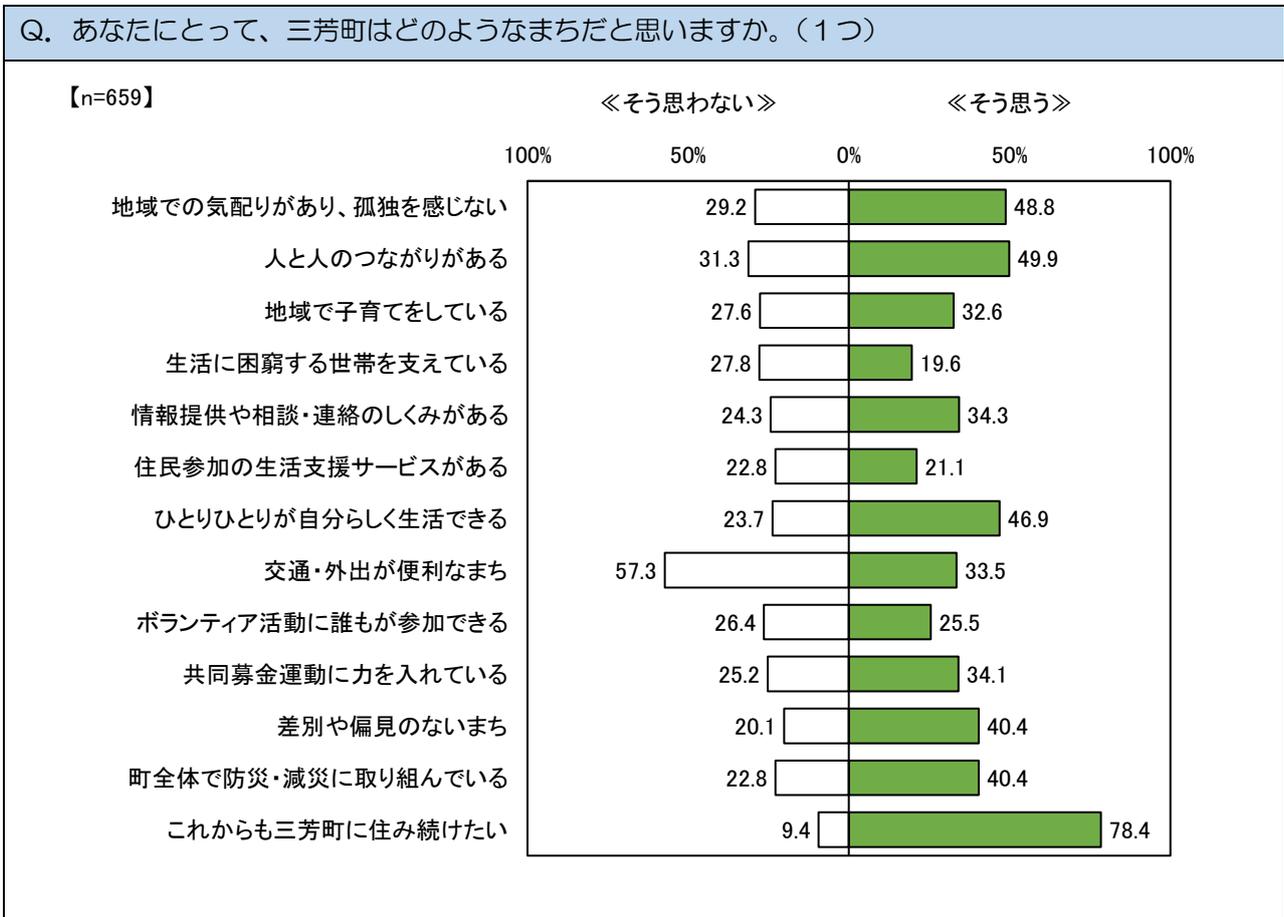
①三芳町のイメージ

三芳町のイメージについて、《そう思う》が多い項目は、「これからも三芳町に住み続けたい」が78.4%で最も多く、以下「人と人のつながりがある」が49.9%、「地域での気配りがあり、孤独を感じない」が48.8%、「ひとりひとりが自分らしく生活できる」が46.9%などとなっています。

逆に、《そう思わない》が多い項目は、「交通・外出が便利なまち」が57.3%で最も多く、以下「人と人のつながりがある」が31.3%、「地域での気配りがあり、孤独を感じない」が29.2%、「生活に困窮する世帯を支えている」が27.8%などとなっています。

なお、「交通・外出が便利なまち」、「生活に困窮する世帯を支えている」、「住民参加の生活支援サービスがある」、「ボランティア活動に誰もが参加できる」の4項目では、《そう思わない》が《そう思う》より多くなっています。

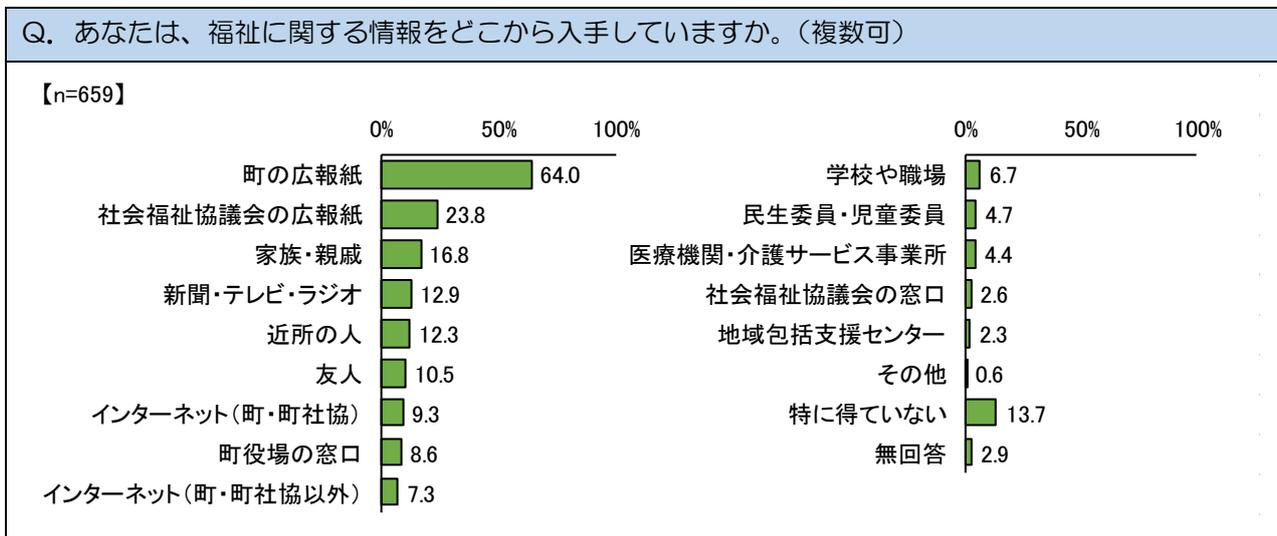
■三芳町のイメージ



②福祉に関する情報

福祉に関する情報の入手先は、「町の広報紙」が64.0%で最も多く、以下「社会福祉協議会の広報紙」が23.8%、「家族・親戚」が16.8%、「新聞・テレビ・ラジオ」が12.9%などとなっています。

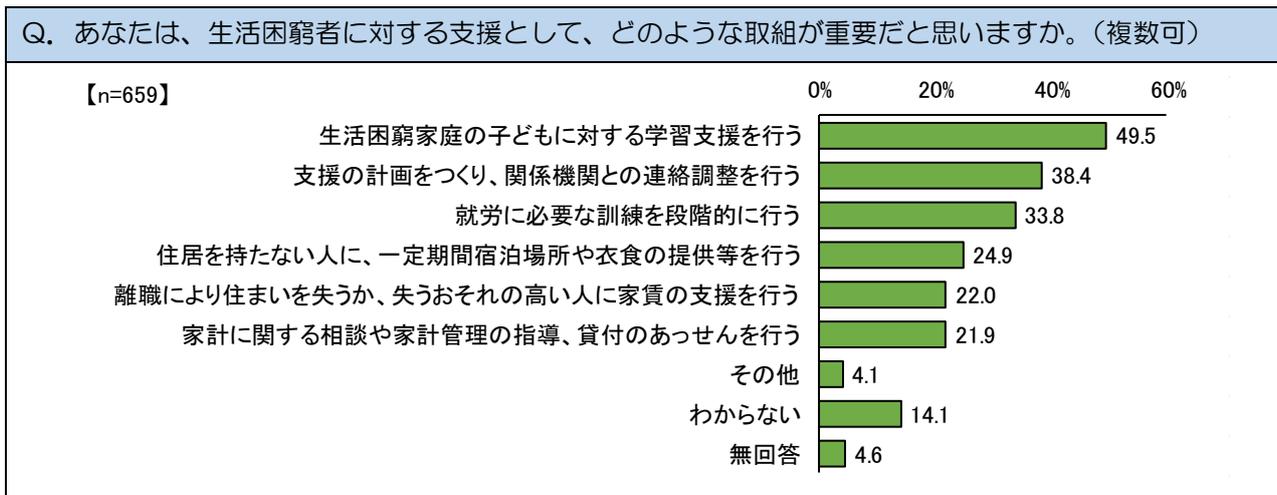
■福祉に関する情報



③生活困窮者への支援

生活困窮者への支援について、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行う」が49.5%で最も多く、以下「支援の計画をつくり、関係機関との連絡調整を行う」が38.4%、「就労に必要な訓練を段階的に行う」が33.8%、「住居を持たない人に、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う」が24.9%などとなっています。

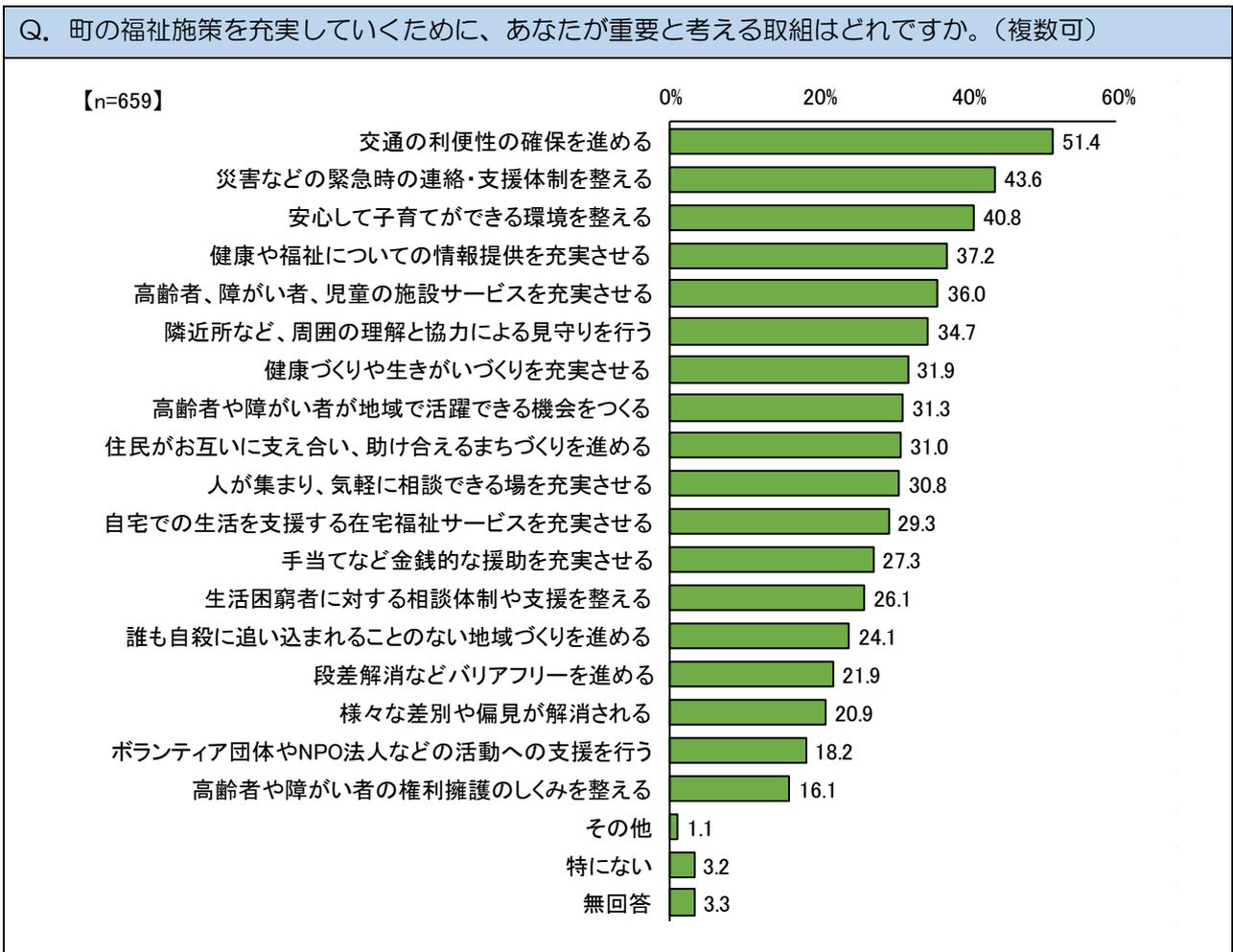
■生活困窮者への支援



④町の福祉施策を充実するために重要な取組

町の福祉施策を充実するために重要な取組について、「交通の利便性の確保を進める」が51.4%で最も多く、以下「災害などの緊急時の連絡・支援体制を整える」が43.6%、「安心して子育てができる環境を整える」が40.8%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が37.2%などとなっています。

■町の福祉施策を充実するために重要な取組



6 本町の現状からみる課題

(1) 地域における活動支援

アンケート調査によると、地域の活動への参加割合は4割弱で、地域行事や行政区・自治活動への参加が多くなっています。活動に参加していない方については、時間がないことや地域組織に入っていないこと、参加方法がわからないことなどがその理由として多く挙げられています。

地域の活動を活発にするために重要なこととしては、身近な場所での活動や情報提供、時間や曜日が自由といった参加のしやすさや、経済的・身体的な負担が少ないといったことが上位を占めており、地域の実情を踏まえて、支援体制を検討していくことが求められます。

(2) 地域における相談支援

本町の高齢者数は年々増加しており、75歳以上の高齢者割合が過半数を占め、その割合は年々高くなっている状況です。

アンケート調査によると、急速に進む高齢化に伴い、健康や老後に関する悩みや不安が大きくなっており、収入や生活費、災害に関することなど、生活の安全安心に関することなども含めて、暮らしの中の悩みや不安を解消・軽減していくことが求められます。

また、本町では、身近な家族・親戚や友人などが相談先となり、ふだんの暮らしを支え合っているようです。一方で、ごくわずかですが、相談先がないとの回答もあり、少子高齢化が進んでいく中で、身近に頼る人がいない方が増えていくことが想定されるため、地域において気付き、支える体制の整備が求められます。

(3) 地域における支え合い

アンケート調査によると、住民のおよそ1割が「ひとり暮らし」と回答しているほか、4割強が65歳以上の高齢者と同居している状況です。

更なる高齢化や子育ての孤立化等により、地域で支援を必要とする世帯は増加していくことが見込まれるため、支え合いの仕組みづくりが重要です。

また、8割弱の住民が地域への愛着を持っていますが、一方で、あまり近所付き合いがない住民が半数近くを占めており、その理由としては、きっかけや時間がないという回答が多くなっています。

今後の関わりについては、大半が関わりを大切にしたい、協力し合いたいという意向を示しており、地域福祉を推進する上で、隣近所とのコミュニケーションが重要であるという共通意識があることは本町の強みとして捉え、そのためのきっかけづくりをしていくことが求められます。

(4) 地域における防災・防犯

アンケート調査によると、緊急時の手助けや安否確認の声かけなどは、近所の人にしてもらいたいことであり、近所の人のためにできることでもあるとの回答が多く得られています。

また、災害時の避難場所の認知度は8割を占めているものの、自主防災組織の認知度は2割強にとどまっています。

さらに、個人情報の地域での共有について、大半が必要であると回答しており、これらの調査結果から、地域防災に関する取組を積極的に進めていくことが求められます。

なお、災害時の避難や対応について、必要な情報や必要な支援の提供、居住環境等への不安が大きくなっており、高齢者や障がい者などの特に配慮が必要な方への支援についても充実していくことが求められます。

加えて、高齢化等による空き家問題への対応についても、本町における課題となっています。

(5) 権利擁護

アンケート調査によると、町の福祉施策を充実するために重要な取組として、交通の利便性や緊急時の体制整備等の割合が高い割合を占める一方で、高齢者や障がい者の権利擁護のしくみの整備や、生活困窮者に対する相談体制や支援の整備などは割合が低く、全体の中での重要度は低く位置付けられてしまう現状があります。

しかし、DV や失業等による貧困、虐待、8050 問題、親亡き後の問題など、解決すべき課題は複雑化・多様化しており、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりを推進するために、地域における権利擁護のネットワークを強化し、多様な支援を提供することが求められます。

(6) 情報提供

アンケート調査によると、福祉に関する情報は、町及び社会福祉協議会の広報紙が主な入手先となっています。

地域活動や災害時においても情報提供の充実が求められており、広報紙を中心に SNS 等の様々なツールを用いたわかりやすい情報提供が求められます。

(7) 住みやすいまちづくり

アンケート調査によると、三芳町のイメージについて、定住意向が8割弱を占めるとともに、地域での気配りや人と人とのつながりの面でも良いイメージを持っている方が多くなっています。一方で、交通・外出の利便性では過半数がそう思わないと回答しており、町の福祉施策を充実するために重要な取組としても、交通の利便性の確保を進めることが重要項目として挙げられています。

今後さらなる高齢化等により、外出に支援を必要とする方や閉じこもりのリスクのある方が増加することが想定されるため、中長期の視点による支援策の検討が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり

本町では、地域での支え合い・助け合いにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、下記の5項目の実施プランに基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

現在、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化するとともに、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

また、人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化するケースもあります。

このような問題に対して、住民が協力して住民相互の連帯感を高め、お互いを思いやる心を持ち、自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めていくことが重要です。

さらに、民生委員・児童委員や事業所、NPO法人、町など様々な関係機関の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが求められます。

そのため、第2次となる本計画では、まちの将来像や本町の現状及び課題等を踏まえ、「ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」を基本理念として地域福祉の推進を図ります。

■第1次計画の実施プラン

- 1 孤独にならないまちづくり
- 2 普段の生活を地域で支えあう
- 3 住民の力を福祉の力に
- 4 福祉を学び思いやりの心を育む
- 5 災害に強いまちづくり

2 基本目標

本町の現状及び課題等を踏まえ、「ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」に取り組むため、本計画においては、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなでつくる地域づくり

地域住民が自主的に課題の解決に取り組めるよう、地域活動やボランティア活動の担い手となる人材の育成及び活動支援を推進します。

また、すべての住民が自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、身近な地域における交流を促進するとともに、住民同士がつながる主要な機会である地域活動の活性化を図ります。

基本目標2 適切な支援を受けるための地域づくり

支援を必要とする住民が、公的サービスや民間サービスなど、多様なサービスを総合的に利用できるよう、ニーズに応じた支援を提供できる環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、身近な地域で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や各種団体による連携を強化するなど、地域に密着した支援体制づくりを推進します。

基本目標3 快適に住み続けられる地域づくり

地域の中で安全に安心して生活することができるよう、地域のつながりを強め、防犯対策や防犯活動等の充実を図ります。

また、生活困窮者の自立支援、高齢者や障がい者等の虐待防止、自殺対策など、住民の生活を包括的に支えるための権利擁護を推進します。

さらに、住民の福祉に対する意識の高揚、支え合いや助け合い活動が継続的に行われるよう、情報提供の充実に努めます。

3 施策体系

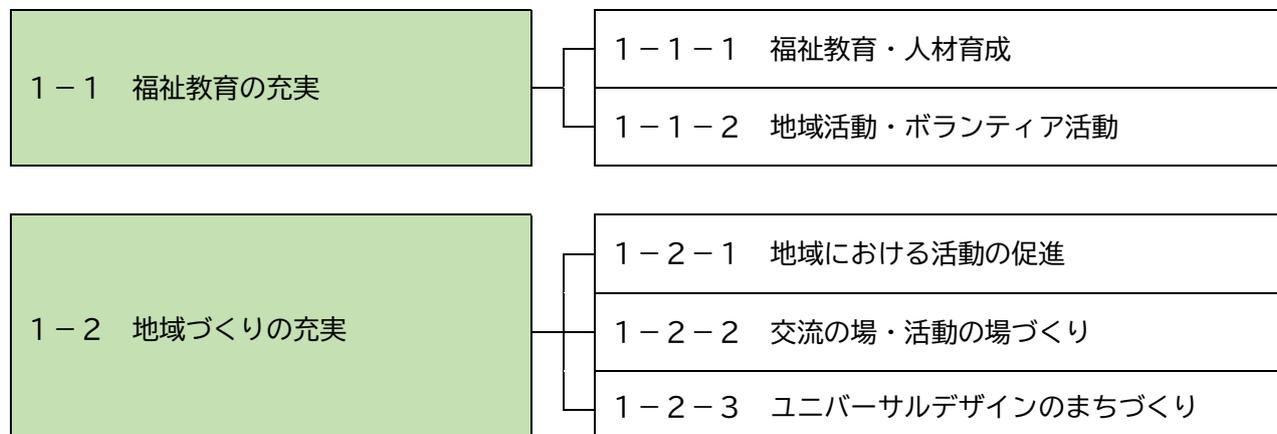
基本目標1 みんなで作る 地域づくり	1-1 福祉教育の充実	1-1-1 福祉教育・人材育成
		1-1-2 地域活動・ボランティア活動
	1-2 地域づくりの充実	1-2-1 地域における活動の促進
		1-2-2 交流の場・活動の場づくり
		1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり
基本目標2 適切な支援を受けるための地域 づくり	2-1 総合相談体制の充実	2-1-1 相談窓口の強化
		2-1-2 ワンストップサービス
		2-1-3 我が事・丸ごと
		2-1-4 多職種連携の推進
	2-2 支え合いの充実	2-2-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化
		2-2-2 住民自身による地域課題検討の場の創設
		2-2-3 町社会福祉協議会との連携強化
基本目標3 快適に住み続けられる地域づくり	3-1 安全対策の充実	3-1-1 防災対策の充実
		3-1-2 防犯対策の充実
		3-1-3 感染症対策
		3-1-4 再犯防止
	3-2 権利擁護体制の充実	3-2-1 成年後見制度利用促進
		3-2-2 権利擁護事業の充実
		3-2-3 虐待防止対策の強化
		3-2-4 自殺対策の強化
	3-3 情報提供の充実	3-3-1 福祉に関する情報提供
		3-3-2 災害時の情報発信提供
		3-3-3 身近な地域の情報提供
		3-3-4 情報の保障

第4章

施策展開

基本目標 1 みんなでつくる地域づくり

■施策体系



1-1 福祉教育の充実

施策の方向性

地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉教育を推進し、福祉意識を育てる環境づくりを進めていくことが重要です。すべての住民が、自分が住んでいる地域への関心を高めて愛着を育んでいながら、福祉への理解も深めていくことが求められます。

町の取組

1-1-1 福祉教育・人材育成

	具体的施策	担当課
①	福祉教育（社会福祉協議会事業）への支援 次世代の福祉を担う子どもたちが福祉を身近なものとして感じることができるよう、小中学校等と連携し、福祉教育や体験活動等の充実を図ります。	学校教育課・福祉課
②	各種講座（社会福祉協議会事業）への支援 多くの住民が地域活動の担い手となるよう、各種講座等を支援し、地域への働きかけを行うほか、関係団体の人材育成を支援していきます。	福祉課

具体的施策		担当課
③	認知症サポーター	健康増進課
	<p>認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、児童・生徒を含む幅広い年代を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。</p> <p>また、認知症サポーターによる認知症当事者やその家族の支援体制の構築として、認知症サポーターステップアップ講座の受講者を中心とした、チームオレンジの整備に努めます。</p>	
④	生活支援コーディネーター	健康増進課
	<p>専門的な福祉サービスと、福祉関係の事業所、地域住民やNPO 法人等の民間団体による活動を有機的に組み合わせた総合的な支援ができるよう、公的サービスと民間のサービスを結びつけ、調整していく仕組みをつくります。</p>	
⑤	あいサポート運動	福祉課
	<p>多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動（あいサポート運動）を推進します。</p>	

1-1-2 地域活動・ボランティア活動

具体的施策		担当課
①	ボランティア連絡協議会の活動支援	福祉課
	<p>ボランティアグループの相互交流や親睦、ボランティア活動に役立つ情報交換等、地域福祉の向上に寄与することを目的に組織されてるボランティア連絡協議会の活動を支援します。</p>	
②	地区社会福祉協議会への支援	福祉課
	<p>地区社会福祉協議会は、地域特性に応じて起こる地区特有の生活の困り事を、地域に住んでいる方々が自主的な支え合い活動で解決につなげる活動を行う組織です。</p> <p>本町では地域を6地区に分け、地区社会福祉協議会の立ち上げに取り組んでおり、現在3地区で活動を行っています。</p> <p>福祉委員・福祉協力員が中心となり、地区の福祉施設等と連携し、地域の福祉活動を活発にする取組を推進します。</p>	
③	赤い羽根等募金（社会福祉協議会事業）への支援	福祉課
	<p>地域の社会福祉施設・団体を支援し、社会福祉サービスの発展に寄与した運動として、赤い羽根等の共同募金運動の推進を支援します。</p>	

1-2 地域づくりの充実

施策の方向性

地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境が必要であり、近所とのあいさつや声かけを積極的に行い、行政連絡区等の活動を通じて、身近な地域において多くの人と交流を図ることが必要です。

町の取組

1-2-1 地域における活動の促進

	具体的施策	担当課
①	行政連絡区への支援	自治安心課
	行政連絡区等の地域活動により福祉コミュニティ形成の支援を図ります。	
②	友愛サービス（社会福祉協議会事業）への支援	福祉課
	生活上の困り事を抱える方、またそのご家族の方（利用会員）に対して、取組にご協力頂ける思いのある方（協力会員）が、掃除や買い物、料理、洗濯、病院への付き添い、話し相手等の支援を行う友愛サービスを支援します。	
③	ボランティアセンター（社会福祉協議会事業）への支援	福祉課
	ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付などを行うボランティアセンターを支援します。	

1-2-2 交流の場・活動の場づくり

	具体的施策	担当課
①	サロン活動（社会福祉協議会事業）への支援	健康増進課・福祉課
	身近な地域での仲間作り、孤立防止、交流促進を主な目的としたサロン活動を支援します。 町内では、現在 28 か所のサロンが開催されており、サロン活動がさらに広がるよう、社会福祉協議会によるふれあい・いきいきサロン立ち上げ支援講座を開催し、介護予防を目的とした居場所づくりの増設を行います。 また、既存の活動団体に対しても活動継続に向けた担い手確保の支援を実施していきます。	
②	障がい児余暇支援事業（社会福祉協議会事業）への支援	福祉課
	生活を豊かなものとするを目的として、特別支援学級や特別支援学校に通う子どもたち（小学校1年生～高校3年生）に、身近な地域におけるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等、同じ世代の人たちが交流する場を提供する障がい児の余暇活動を支援します。	

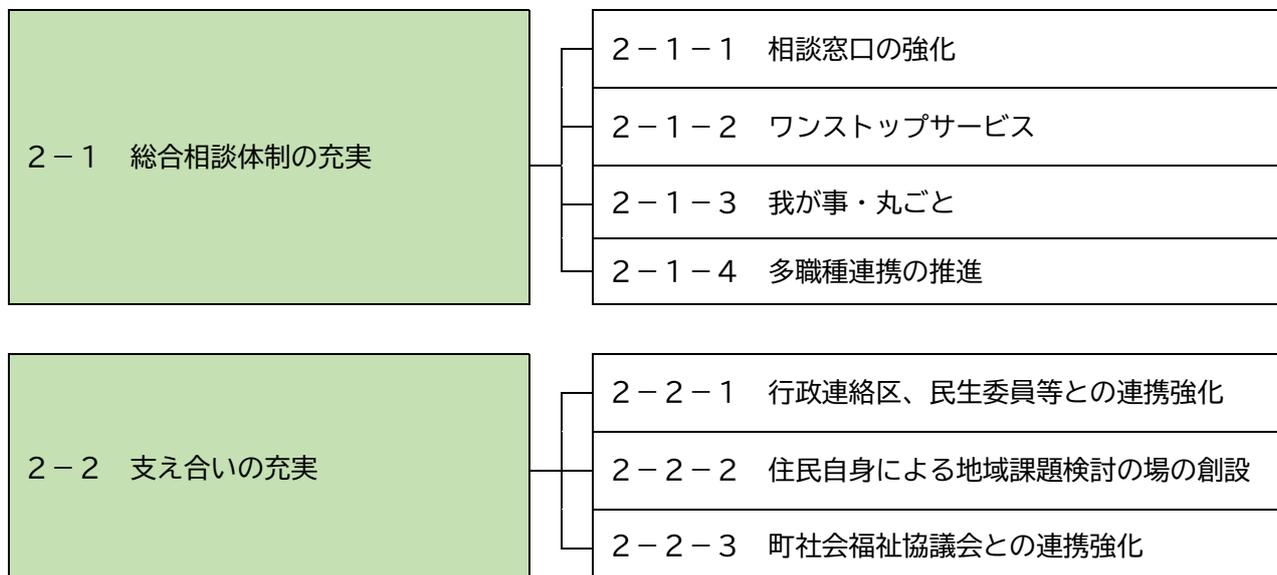
具体的施策		担当課
③	外出支援事業	福祉課
	屋外での移動に困難がある障がい者や障がい児の地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行います。	
④	認知症カフェへの支援	健康増進課
	認知症の方とその家族が地域の人たちとのつながりを持てる場を提供します。	

1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり

具体的施策		担当課
①	建物、道路のバリアフリー化	道路交通課・都市計画課
	公共施設建設等にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を前提に、道路や各種施設を利用しやすく安全なものへの整備に努めるとともに、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、公共施設や道路のバリアフリー化や移動手段の確保など日常生活の支援に努めます。	
②	公共交通の充実	政策推進室
	住民意識調査の結果などから住民の移動需要を十分に把握し、住民の町内移動・町周辺の拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編を進めます。 また、公共交通補助事業等のさらなる充実や新たな公共交通の構築に向けて取り組みます。	

基本目標 2 適切な支援を受けるための地域づくり

■施策体系



2-1 総合相談体制の充実

施策の方向性

複雑化・多様化した福祉ニーズに対応するため、相談から総合的なサービスの手続きまでの流れが確立された福祉に関するワンストップ型の相談支援体制の整備に努めることが重要です。

そのため、関係機関との連携を進め、総合的なサービス提供体制の構築をめざします。

町の取組

2-1-1 相談窓口の強化

	具体的施策	担当課
①	関係機関との連携強化	福祉課・健康増進課・こども支援課・関係機関
	相談内容の多様化・複合化を踏まえ、相談内容に応じて必要な部署と連携して適切な対応を図ります。	

2-1-2 ワンストップサービス

具体的施策		担当課
①	ワンストップ型総合相談窓口の設置検討	福祉課・健康増進課・こども支援課
	地域活動や保健・福祉などの各分野において、ワンストップ型の相談対応を行う仕組みづくりについて検討していきます。	

2-1-3 我が事・丸ごと

具体的施策		担当課
①	包括的な相談支援の検討	福祉課・健康増進課・こども支援課
	<p>高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談体制では対応が困難になってきています。課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどが増加しており、それらを確実に支援につなげていくことが求められています。</p> <p>既存の相談支援窓口を活用し、各分野が連携した包括的な支援体制を検討していきます。</p>	

2-1-4 多職種連携の推進

具体的施策		担当課
①	生活支援体制整備	健康増進課
	<p>小学校区を単位とした協議体において、住民同士の助け合い活動を生み出す仕組みづくりに向けた話し合いを進め、地域の生活課題の解決に向けた生活支援サービス等の開発・提供等に向けた取組を推進します。</p>	
②	在宅医療介護連携の推進	健康増進課
	<p>在宅において医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療と介護サービスを一体的に提供するため医療機関及び介護サービス事業所との連携体制の構築を図ります。</p> <p>後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療・介護連携の推進を図りサービスの供給体制を整備することに努めます。</p>	

2-2 支え合いの充実

施策の方向性

地域における課題の発見と対応、地域での見守り、災害時の避難行動要援護者への支援などの地域福祉を進めていくためには、日頃の近所付き合いの中で信頼関係を築き、気軽に相談できることが重要です。

隣近所や自治会、地域のコミュニティなどの地域社会において、共に生きる意識を高めるとともに、多様な交流を進め、顔の見える関係づくりを推進します。

町の取組

2-2-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化

	具体的施策	担当課
①	民生委員の活動支援	福祉課
	民生委員・児童委員活動が住民との協働により円滑に進むため、その活動目的や内容を住民に周知します。また、事務局として各種団体等とのネットワーク構築を支援し、対応困難な事例への対応支援、組織運営の支援、委員への情報提供や研修の機会を提供します。	
②	自治活動の支援	自治安心課
	行政連絡区や自治会は、安心して暮らせる住みよい豊かなまちをつくるために欠かせない身近なコミュニティ組織です。地域に住む人々が日常生活において、地域課題の解決に取り組み、より住みやすいまちづくりに向けた支援を行います。	

2-2-2 住民自身による地域課題検討の場の創設

	具体的施策	担当課
①	地区連絡会・福祉座談会（社会福祉協議会事業）への支援	福祉課
	地域課題を検討する場として、住民自身の学びと課題解決の機会の場を提供する地区連絡会・福祉座談会の推進を支援します。	
	ささえあい・みよし（社会福祉協議会事業）への支援	健康増進課・福祉課
②	いつまでも安心して暮らせる地域をめざして、行政区単位で住民同士の話し合い等を開催する支え合いの仕組みづくりの推進及び支援をします。	

2-2-3 町社会福祉協議会との連携強化

具体的施策		担当課
①	社会福祉協議会との連携	福祉課
	<p>地区社協活動、生活困窮者対策、こども食堂支援、ボランティア活動支援等、町社会福祉協議会が住民と共に推進する地域福祉活動と連携してまいります。</p>	
②	ふれあいセンター事業の委託	福祉課
	<p>60歳以上の方々が集い交流し、活動する場としてのふれあいセンター事業を町社会福祉協議会に委託し実施します。</p> <p>ふれあいセンターでは独自の事業の他、町の様々な課と連携し、健康づくりや地域活動参加の機会の提供、町の情報発信などを行い、シニア層の活動や活躍の場としてのコミュニティーを形成します。</p>	

基本目標 3 快適に住み続けられる地域づくり

■施策体系



3-1 安全対策の充実

施策の方向性

犯罪や交通事故から住民を守るため、個々の理解や対応能力を高めるとともに、安全安心なまちづくりを進める必要があります。

行政と地域住民が力を合わせながら、日頃から防犯・防災活動、災害などの緊急時の支援体制づくりに取り組むことが求められます。

また、住民の誰もが安全安心に暮らせるよう、地域における住民の活躍を促進しながら、防犯・防災体制や災害時の支援体制づくり等を推進していきます。

町の取組

3-1-1 防災対策の充実

具体的施策		担当課
①	災害時要援護者対策の充実 災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心に、要援護者名簿の登録促進や、避難支援体制の構築、その他平時の見守りと連動した要援護者支援のしくみの充実を図ります。	自治安心課・福祉課・健康増進課
②	防災訓練の実施 自助、共助、公助が最大の効果を発揮できるよう、総合的な防災訓練を実施します。	自治安心課
③	災害ボランティアセンター（社会福祉協議会事業）への支援 災害時にボランティアの受け入れ等を行う災害ボランティアセンターの運営や、運営訓練等への支援を行います。	福祉課
④	日本赤十字社三芳町分区 様々な活動を行う日本赤十字社の分区として、主に大きな災害が発生した際の援護や火災等の災害で被害を受けた住民への物資の提供等を行うと共に、住民で組織する赤十字奉仕団の運営支援を行います。	福祉課
⑤	福祉避難所の確保 被災時に通常の避難所で生活を送ることが困難な人に関して、それぞれの特性に合ったケアを受けながら過ごすことができる福祉避難所を確保できるよう、民間施設等と連携を図ります。	自治安心課・福祉課

3-1-2 防犯対策の充実

具体的施策		担当課
①	パトロール・自主防犯活動	自治安心課
	地域防犯リーダーの育成を図るとともに、「見せる防犯活動」を中心とした三芳町民青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。	
②	空家対策	自治安心課・都市計画課・環境課・政策推進室
	管理不全の空き家が増加しないよう、関係各課と連携し、空き家の適正管理及び利活用の促進を進めていきます。	
③	交通安全	自治安心課・道路交通課
	自転車の安全利用の推進や交通指導員の適正配置による通学路の安全確保、交通安全教育等を行い、安全安心な交通環境の実現に努めます。また、交通量、道路幅員など、道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。	
④	消費者支援	観光産業課
	高齢者等が振り込め詐欺や消費者被害などにあわないよう、警察や消費生活センター等と連携し、被害情報等の発信を行います。	

3-1-3 感染症対策

具体的施策		担当課
①	新型コロナウイルス感染症対策等	健康増進課
	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや介護事業所等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討していく必要があります。</p> <p>また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。</p> <p>「三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症等への対策を進めていきます。</p>	

3-1-4 再犯防止

【三芳町再犯防止推進計画】（詳細は第6章に記載）

具体的施策		担当課
①	安全で安心なまちづくりの推進	道路交通課
	防犯意識の向上を図るとともに、犯罪や犯罪被害の起きにくい環境美化を進めるなど、安全安心なまちづくりをめざします。	
②	就労・住居の確保のための取組	福祉課
	ハローワークや就労支援センター等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。 また、対象者のうち、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）には民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、関係機関による支援を行います。	
③	保健医療・福祉サービスの利用の促進	健康増進課・福祉課
	高齢者や障がい者、薬物依存者などの保健医療・福祉の支援を必要とする対象者等に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることをめざします。	
④	非行の防止と関係機関と連携した支援の実施	福祉課・こども支援課・学校教育課
	悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。	
⑤	民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	福祉課
	罪を犯した人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。	

3-2 権利擁護体制の充実

施策の方向性

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な方が増え、成年後見制度を必要とするケースが多くなることが想定されます。

また、障がい者の親などの介助者が高齢になる中で、親亡き後に対する不安感が増大するなどの状況も見られます。

すべての住民が住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、権利擁護の体制を充実します。

町の取組

3-2-1 成年後見制度利用促進

【三芳町成年後見制度利用促進基本計画】（詳細は第5章に記載）

	具体的施策	担当課
①	体制整備（中核機関・ネットワーク）	福祉課
	町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の設置に向けて、関係機関と協議・検討していきます。	
②	チーム・協議会の整備	福祉課
	本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。	
③	各種助成の実施	福祉課
	「三芳町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき各種助成を実施します。	
④	市民後見人の養成	福祉課
	新たな人材の育成として、市民後見人の養成及び活用が期待され、人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制をめざします。	
⑤	制度の広報・普及	福祉課
	地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度の広報活動を促進します。	

3-2-2 権利擁護事業の充実

具体的施策		担当課
①	生活困窮者支援（社会福祉協議会事業）のサポート	福祉課
	やむを得ない事情から、生活に困窮している人々に対する経済的支援制度等を紹介し、社会的自立を促す生活困窮者支援をサポートします。	
②	パートナーシップ宣誓制度	総務課
	婚姻の届出ができず、悩みや生きづらさを抱えている性的少数者の方を対象に、二人がパートナーである事実を対外的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。	

3-2-3 虐待防止対策の強化

具体的施策		担当課
①	要保護児童対策地域協議会	こども支援課
	虐待を受けている子どもを始めとする要保護・要支援児童等の早期発見や適切な支援を図るために、その子どもに関する各機関が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図ります。 また、調整機関は虐待事例について進行管理、関係機関等との連絡調整を図ります。	
②	高齢者虐待防止ネットワーク	福祉課
	地域の身近な相談機関として虐待や虐待と疑われる相談・通報に対して、警察や介護事業所等関係機関と連携し、高齢者虐待に対する支援を行います。 また、高齢者虐待防止には、高齢者虐待に対して住民一人ひとりが理解・関心を高めることが重要のため、高齢者虐待に対する住民への普及啓発を継続し早期発見、早期予防に努めます。	
③	障がい者虐待対応	福祉課
	関係機関等と連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制を整備します。	
④	女性相談	総務課
	女性の視点にたった悩み・困りごと相談として、専門の心理カウンセラーによる無料相談を行います。	

3-2-4 自殺対策の強化

【三芳町自殺対策計画】（詳細は第7章に記載）

具体的施策	担当課
① 啓発及び周知 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」、「命や暮らしの危機が迫った場合には、誰かに援助を求めるのは当然のこと」という考えが社会の共通認識となるよう啓発を図ります。 また、自殺対策における住民一人ひとりの役割が共有されるよう、周知を行います。	福祉課
② こころの体温計 住民を対象にパソコンやスマートフォンからメンタルヘルスチェックができるシステムを提供します。	福祉課
③ 人材育成 さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成を行います。保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者及び住民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。	福祉課
④ ネットワークの強化 国、県、関係団体、民間団体、企業、住民等、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、相互に連携・協働する仕組みの構築、ネットワークの強化を図ります。	福祉課
⑤ 支援の充実 自殺対策は、生きることの「阻害要因を減らす」取組に加えて、生きることの「促進要因を増やす」取組を行うことが重要であることから、居場所づくりや、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。	福祉課

3-3 情報提供の充実

施策の方向性

すべての住民が必要とする福祉情報を容易に入手できるよう、情報提供媒体や方法の充実を図ります。

町の取組

3-3-1 福祉に関する情報提供

	具体的施策	担当課
①	町ホームページ	福祉課
	福祉に関する幅広い情報提供に努めるとともに、必要とする福祉サービスの情報が適切に得られるよう情報提供体制を充実します。	
②	広報みよし	秘書広報室
	広報みよしにおいて提供する地域福祉に関する情報を充実します。	
③	くらしの便利帳	秘書広報室
	くらしの便利帳を活用し、地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。	
④	ガイドブック	こども支援課
	子育て家庭に対する情報提供のため、子育てに係る様々な情報を掲載したガイドブックを発行します。	

3-3-2 災害時の情報発信提供

	具体的施策	担当課
①	防災行政無線	自治安心課
	地域住民への災害情報の発信・伝達について、防災行政無線を活用します。 なお、本町では、災害時、町内全域に迅速かつ正確な情報を伝えるため、町内31か所に防災行政無線を設置しています。	
②	SNS等を活用した情報発信	自治安心課
	災害時の情報を広く迅速に住民に伝えるため、町のSNSや防災アプリを活用した情報発信を行います。	

3-3-3 身近な地域の情報提供

具体的施策		担当課
①	コミュニティメールによる情報発信 防犯や防災、地域の情報などを伝達するツールとして、三芳町コミュニティメールによる情報発信を行います。	自治安心課・福祉課
②	SNS による情報提供 町の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）として、LINE、Twitter、YouTube、facebook、Instagram の公式アカウントを開設し、情報配信を行います。	秘書広報室

3-3-4 情報の保障

具体的施策		担当課
①	手話通訳者派遣 聴覚、または音声・言語機能に障がいがある人に対して、各種の手続き、相談等がスムーズに行われるよう、生活がしやすいように手話通訳者の派遣をします。	福祉課
②	要約筆記派遣 聴覚、または音声・言語機能に障がいがある人に対して、各種の手続き、相談等がスムーズに行われるよう、生活がしやすいように要約筆記者の派遣をします。	福祉課
③	音訳・点訳ボランティアの支援 視覚に障がいがある人に対して、書籍や雑誌、新聞などの活字で書かれているものを音訳・点訳するボランティア活動を支援します。	福祉課

第5章

三芳町成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

町では、成年後見制度の利用促進を図るため、国・県の基本計画との整合性を保ちながら、本計画を策定します。

2 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、統合失調症、知的障がい、高次脳機能障がい、遷延性意識障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等をしていく制度です。

後見人は本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を、本人と共に、若しくは本人に代わって契約を締結することや本人の誤った判断による行為を取り消して、本人を法的に保護します。成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への手続きにより成年後見人等を選任する必要があります。選任される成年後見人等については、第三者である専門職が後見人等として選任される場合と家族などの親族が後見人等として選任される場合があります。

この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律で、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

■後見・保佐・補助について

用語解説	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行ったり、本人が締結してしまった不利益な契約を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援する。
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」が同意したり、取り消したりする方法で本人の権利を保護する。このほか、申立てにより、裁判所が定める範囲で保佐人に代理権を与え、保佐人が財産管理等を行うことも可能。
補助	判断能力が不十分な方の場合、申立てにより裁判所が定める範囲で「補助人」が同意権・取消権・代理権を行使し、本人の権利を保護・援助する。なお、補助の申立ての場合、必ず本人の同意が必要。

3 本町の取組方針

成年後見制度利用促進基本計画にかかわる具体的な施策や目標を本計画で以下のとおり定め、「三芳町成年後見制度利用促進基本計画」として本計画に位置付けます。

(1) 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり定めます。

生涯自分らしく安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、総合的な施策の展開を推進していきます。

基本目標1 適切で確実、専門的な業務運営

基本目標2 身近で安全、チームによる支援

基本目標3 親身で安心、利用しやすい制度

4 具体的施策

(1) 体制整備（中核機関・ネットワーク）

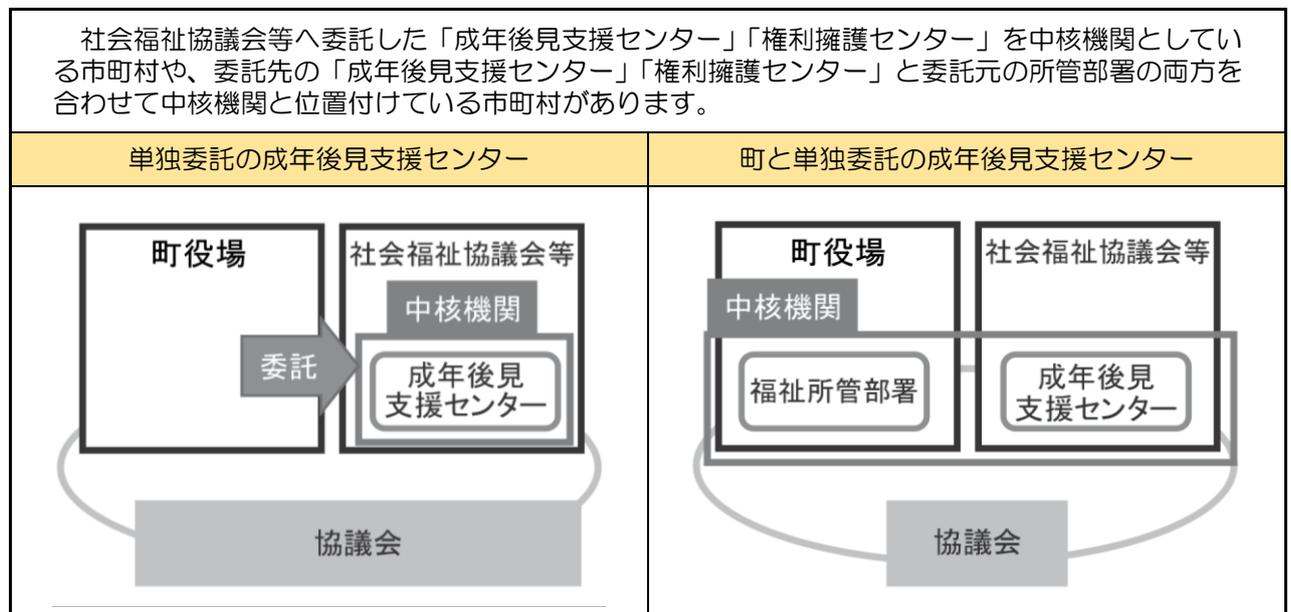
町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の設置に向けて、関係機関と協議・検討していきます。

これに合わせて、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、中核機関の設置及び円滑な業務運営に積極的な協力を依頼します。

■中核機関の4つの機能

機能	概要
広報	○成年後見制度に関する普及・啓発を行う。
相談	○相談者の状況に応じた必要な支援につなげる。 ○専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行う。
利用促進	○市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行う。
後見人支援	○親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援する。

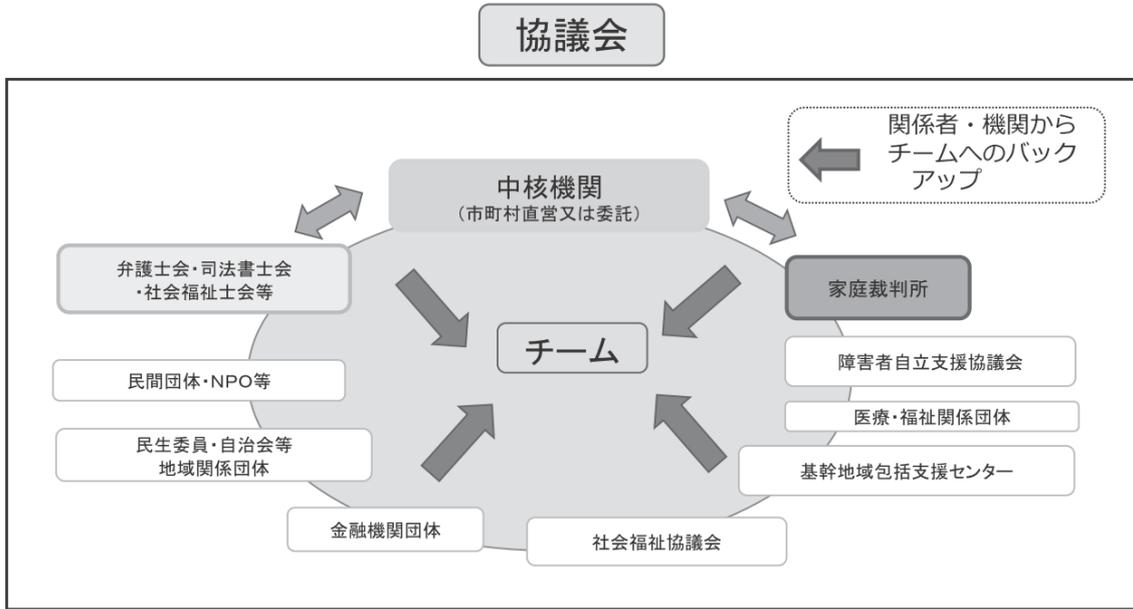
■中核機関の整備イメージ



※市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31年3月）を参考に作成

■地域連携ネットワーク

本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくりま



※市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成 31 年3月）より

(2) チーム・協議会の整備

本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくりま

また、中核機関が中心となり、各種専門職団体及び医療・福祉関係者等が定期的に集まる利用促進協議会を組織し、本人を支えるチームを支援するとともに、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・解決に向けた協議をします。

(3) 各種助成の実施

「三芳町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、町長による審判の申立てに要する費用の助成及び町長による審判の申立てに基づき家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬の助成を実施し、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 市民後見人の養成

新たな人材の育成として、市民後見人の養成及び活用が期待され、人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制をめざします。

(5) 制度の広報・普及

地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度の広報活動を促進します。

第6章

三芳町再犯防止推進計画

1 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

明るい地域社会を構築するためには、犯罪や非行を防止するとともに、再び同じ過ちをしないように、その立ち直りを支えることが重要になってきます。

国では、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。

この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

これを受けて、本町においても犯罪をした人が円滑に社会復帰できるよう、立ち直りを支える地域の力で支援し、誰一人として孤立することのない明るい地域社会の実現をめざし、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「三芳町再犯防止推進計画」として位置づけることとします。

2 現状と課題

我が国の刑法犯の認知件数は平成 8 年以降毎年戦後最多を記録し、平成 14 年にピークを迎えます。これを受け、国は国民の安全安心な暮らしを守るべく、平成 15 年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めました。その結果、平成 15 年以降刑法犯の認知件数は 14 年連続で減少し、平成 28 年には戦後最少となりました。

他方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、犯罪や非行の繰り返を防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）を制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約 7 割が再犯時に無職であったという状況です。

また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約 3 倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

再犯を防ぐためには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療、福祉サービスの利用に向けた支援が必要です。

3 施策の方向

再犯の防止等のためには、犯罪を未然に防止する取組に加え、犯罪を犯した人達が適正な科刑を実現することはもとより、社会復帰をするための支援と社会で受け入れるための体制づくりが重要です。

支援が必要な人が地域との関わりの中で生きていく力を身につけていくためには、制度・サービスを継続的に利用することができる環境が必要になります。

そして、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを構築していくためには、立ち直ろうとする人達を受け入れる地域社会を築くことが必要です。

また、更生保護、罪を犯した人たちの更生支援や犯罪の予防啓発については、所沢地区保護司会所沢三芳支部三芳ブロックの三芳町保護司会と連携し取り組んでおり、国において策定された「再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）」を踏まえ、地域や関係機関と連携し次の取組を推進します。

（1）町の主な取組

① 安全で安心なまちづくりの推進

② 就労・住居の確保のための取組

③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進

④ 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施

⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

4 主な取組

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上を図るとともに、犯罪や犯罪被害の起きにくい環境美化を進めるなど、安全安心なまちづくりをめざします。

具体的施策		担当課
①	防犯灯の設置	道路交通課
	防犯及び犯罪抑止の取組を強化し、住民が安全に安心して地域で暮らすため、町内会、学校、警察等と協議・連携し、町内要所に、防犯灯を設置しています。	

(2) 就労・住居の確保のための取組

ハローワークや就労支援センター等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。

また、対象者のうち、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）には民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、関係機関による支援を行います。

具体的施策		担当課
①	三芳町障がい者就労支援センターの活用	福祉課
	障がい者である対象者には、就労支援を目的に、三芳町障がい者就労支援センターに就労支援員を配置するとともに、同センターと連携し協力雇用主の登録を促進します。	

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がい者、薬物依存者などの保健医療・福祉の支援を必要とする対象者等に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることをめざします。

(4) 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施

悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

具体的施策		担当課
①	保護司会と更生保護女性会との連携	福祉課
	社会を明るくする運動等、再犯防止にむけた様々な事業を保護司会、更生保護女性会と連携して取り組み、啓発活動に取り組みます。	

具体的施策		担当課
②	学習支援事業（福祉事務所・社会福祉協議会事業） 貧困の連鎖を断ち切ることを目的とし、生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ります。	福祉課・こども支援課
③	子どもと家庭に関わる相談支援 18歳未満の子供達に関するさまざまな相談に応じています。	こども支援課
④	非行・薬物乱用防止キャンペーン 保護司会と連携し、青少年はもとより住民を対象に、非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発を街頭活動で行います。	福祉課
⑤	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施 児童・生徒の問題に対し、保護者や教員、また、関係機関と協力・連携しながら問題の解決を図ります。	学校教育課

（５）民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

罪を犯した人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

具体的施策		担当課
①	社会を明るくする運動 社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。 本町でも所沢地区保護司会所沢三芳支部三芳ブロック、三芳地区更生保護女性会、民生委員・児童委員等と協力して、本運動を推進します。	福祉課
②	協力雇用主登録促進事業 罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、所沢ハローワークなど、関係機関と定期的に情報交換会を実施するなどして、協力雇用主の登録促進を図ります。	福祉課
③	更生保護関係団体への支援 更生保護活動を行っている所沢地区保護司会所沢三芳支部三芳ブロック、三芳地区更生保護女性会等の民間ボランティア団体の活動を支援することにより、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。 また、町職員が埼玉県更生保護観察協会支部役員となり再犯防止活動の企画運営を行います。	福祉課

第7章

三芳町自殺対策計画

1 自殺対策基本法の成立

平成 18 年に施行された自殺対策基本法は、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるものとされています。

2 現状と課題

自殺は追い込まれた末の死と言われています。厚生労働省の自殺対策白書によると、平成 10 年以降 14 年連続して3万人を超える状態が続きましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、平成 24 年以降3万人を下回り、令和元年まで年々減少傾向で推移していました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会や経済活動が大きな打撃を受け、それに伴い自殺者が増加する傾向にあります。

また、これまでの自殺の傾向としては、若年層においては死因の第1位が自殺となり、40歳以降の自殺者の原因は、第1位が健康問題、第2位が家庭問題、第3位が経済的問題となっていました。この傾向も大きく変化することが予測され、自殺対策もこれまで以上に社会情勢をしっかりと分析し対応することが求められます。

さらに、このような不安定な社会情勢においては基本となる相談支援体制の強化と、こころの健康や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発が何より大切になります。

3 施策の方向

(1) 自殺対策に関する指針

自殺対策に関する法律は自殺対策基本法（以下「基本法」）があります。平成19年に政府はこの基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきました。

本町でも、この大綱を指針として自殺対策に取り組んでいるところです。

(2) 自殺総合対策における基本認識（大綱より引用）

①自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺に至る心理として、様々な悩みにより心理的に追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥る、社会とのつながりの減少、役割喪失感、役割の過剰な負担感等から危機的な状況まで追い込まれるという過程とみることができます。

また、自殺を図った人の心理状態では大多数は様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病等の精神疾患を発症し、この影響により正常な判断を行うことが出来ない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は、その多くが追い込まれた末の死ということになります。

②自殺は、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題」と明言しているように社会の努力で避けることができる死というのが世界の共通認識となっています。

すなわち、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる要因のうち失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については制度の見直しや、相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺を防ぐことも可能になります。

心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により多くの自殺は防ぐことができるとされています。

③自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

心身に何らかの不調を感じている人が医療機関の受診に至らないことも多く、問題を深刻化しがちになっています。このような状況にあり自殺を考える人には不眠、原因不明の体調不良等自殺の危険を示すサインを発していることが多くあります。

しかし、家族等であっても、そのサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外の方が自殺のサインに気づき、自殺予防につなげていくことが課題といえます。

(3) 町の主な取組

自殺に至る原因（健康問題、経済的な困窮、失業、離別・死別等）がある場合に、相談支援体制や周囲が気付き声掛けをするなど何らかのサポートがあれば自殺を防ぐことが可能となります。

しかし、これらサポートが不足するとうつ状態や、その後さらにうつ病などの精神疾患を発症し正常な判断ができなくなり自殺に至ることになります。このようなことを踏まえ、次の取組を推進します。

① 精神疾患に対する正しい知識の普及啓発と早期相談、早期受診の推進

② 自殺予防のための関係機関の連携に向けた取組

③ 自殺対策を支える人材の養成

4 主な取組

(1) 精神疾患に対する正しい知識の普及啓発と早期相談、早期受診の推進

精神疾患に対し、まだまだ誤解や偏見が多いのが現状です。そのため、心身に不調を感じても受診をためらい症状が悪化することもあり、症状初期に早期に受診できるよう精神疾患に対する正しい知識をわかりやすく提供することが必要です。

また、多くの人々が正しい知識を持つことで周囲の人の精神的な不調に気づき相談機関への相談や早期の受診を促すことができることから、こころの健康相談を広く周知し、こころの悩みを持つ方が早期に課題の解決に取り組めるように支援を行います。

具体的施策		担当課
①	正しい知識の普及啓発	福祉課
	<p>こころの健康や精神疾患について講演会等を通じ、正しい知識の普及啓発事業を行います。</p> <p>また、町HP等で利用できる「こころの体温計」を様々な場面で紹介し、こころの健康に関するセルフチェックの活用を推進し、相談機関の情報提供を行います。</p> <p>相談事業については、福祉課にて精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の専門職のケースワーカーを配置し、こころの悩みを抱える方からの相談と共にご家族等からの相談を常時受け付けます。ここでは、自死遺族の方の相談窓口の機能を持たせ、必要に応じて専門機関と連携し対応します。さらに、月1回の精神科医による相談事業を継続し、専門的なアドバイスを受ける機会を提供します。</p>	

(2) 自殺予防のための関係機関の連携に向けた取組

自殺の背景には様々な悩みが複雑に絡み、追い込まれた末の結果とされています。家族等の身近な人であっても自殺のサインに気付くことが難しい場合もあります。

役場の窓口に見えた方等で何らかのサインを発見した場合、自殺予防の観点から声掛けをして相談部署に案内できるよう、庁内職員に対して自殺予防に関する学習の機会の提供や関係各部署が連携することの重要性などを認識し実行するための連絡会議を開催します。

具体的施策		担当課
①	庁内の横断的体制を整える	福祉課
	三芳町自殺対策庁内連絡会議を開催し、講義や意見交換等により全庁的に自殺予防に取り組む体制づくりを行います。	

(3) 自殺対策を支える人材の養成

身近な人のこころの不調に気づき、早期に問題解決につなげる窓口となる人をゲートキーパーといいます。町ではゲートキーパーの養成を行い、様々な活動を通じてこころの健康づくりに取り組んでいます。身近な人や周囲の人へのちょっとした気遣いが自殺予防につながるため、このような活動を通して住民一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、互いを思いやる気持ちを醸成していきます。

具体的施策		担当課
①	人材育成	福祉課
	ゲートキーパー養成講習会や協力者養成講座（精神疾患の人に関わるための）を開催します。 また、住民が組織する三芳町こころの健康づくりをすすめる会と共にゲートキーパーや協力者養成講座を受講した方が活躍する機会を提供し、共生社会のまちづくりに向けた取組を行います。	

第8章

計画の推進にあたって

1 計画の周知・広報

本計画の趣旨は、すべての住民誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができる地域社会の実現を町一丸となってめざすものです。

計画内容が住民に開かれたものとなり、地域福祉や地域の取組についてさらに広く理解を得られるよう、地域福祉推進の趣旨や関連施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 計画の推進体制

本町では、福祉・保健・医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての住民や関係機関の理解や協力を得ながら、施策・事業の総合的な推進を図ります。

(1) 住民の理解と参画の促進

地域福祉に対する住民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、住民をはじめ、関係団体・機関との連携強化を図り、配慮が必要なひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭などを支える支援のネットワークづくりに取り組みます。

(2) 全庁的な連携

地域福祉について町を挙げた取組を図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、福祉関係課に限らず、全庁的な連携を強化します。

(3) 関係機関との連携強化

成年後見制度の利用促進や生活困窮者の自立支援など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

3 進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画は、令和3年度を初年度とする5か年の計画であり、毎年度、進捗状況の評価を行います。また、社会情勢を鑑み、継続的に必要な改善を重ねていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定経過

開催日程	審議内容等
令和2年8月4日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第1回） 【議題】 （1）会議の公開について （2）地域福祉計画策定について （3）アンケートについて
令和2年9月	地域福祉を推進するためのアンケート調査 【概要】 調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の住民1,500人 配布数：1,496件 回収数：659件 回収率：44.1%
令和2年9月25日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第2回） 【議題】 （1）地域福祉計画策定について （2）アンケートについて
令和2年10月23日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第3回） 【議題】 （1）地域福祉計画策定のアンケート結果について
令和2年11月27日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第4回） 【議題】 （1）アンケートの現状と課題
令和3年1月15日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第5回） 【議題】 （1）素案の修正点について
令和3年1月25日～ 令和3年2月24日	パブリックコメントの実施
令和3年3月3日	第2次三芳町地域福祉計画策定審議会（第6回） 【議題】 （1）パブリックコメントの結果について （2）計画（案）に対する最終検討について

2 三芳町福祉計画策定審議会条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 医師
- (4) 社会福祉施設長
- (5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

3 三芳町第2次地域福祉計画策定審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

氏名	条例第3条に基づく 選出区分	所属	
○坪井 真	1号委員	識見を有する者	作新学院大学女子短期大学
伊藤 敏彦	2号委員	住民代表	区長会
三瓶 スミ子	2号委員	住民代表	民生委員児童委員協議会
瀧澤 佐代子	2号委員	住民代表	公募委員
◎安田 福輝	3号委員	医師会	三芳医会
松本 千安紀	4号委員	社会福祉施設	社会福祉法人美咲会
鈴木 市郎	4号委員	社会福祉施設	社会福祉法人めぐみ会
古賀 和美	5号委員	社会福祉協議会	三芳町社会福祉協議会
池田 康幸	1号委員	識見を有する者	健康増進課長
前田 早苗	1号委員	識見を有する者	自治安心課長
郡司 道行	1号委員	識見を有する者	こども支援課長
島田 高志	1号委員	識見を有する者	政策推進室長
大野 佐知夫	1号委員	識見を有する者	総務課長

(敬称略)

4 用語解説

【ア行】

○NPO

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

【カ行】

○介護予防

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

○協働

町民や行政等がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること。

○権利擁護

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理となって権利やニーズの充足を行うこと。

○コミュニティ

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

【サ行】

○災害時要援護者

高齢者・障がい者・幼児・外国籍の人など、災害時に一人で避難することが難しい住民。

○在宅医療

できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のこと。

○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

資料編

○市民後見人

成年後見制度における成年後見人等のうち、親族でも専門職でもない、第三者後見人のこと。

○社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

○社会福祉士

身体上若しくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。

○生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

○精神保健福祉士

社会福祉専門職の一つ。精神障がい者の退院や社会参加の促進、在宅生活の支援などを行う。

○成年後見制度

認知症高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産にかかわる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度。

【タ行】

○第1号被保険者

市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方。

○チームオレンジ

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。認知症の人にもメンバーとしてチームに参加することが望まれる。

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域包括支援センター

平成18年4月から介護保険制度の見直しにより、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターの設置が義務づけられている。地域包括支援センターの設置は、人口3万人程度（被保険者6,000人程度）に1か所が目安とされている。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

【ナ行】

○認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

【ハ行】

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的障がいを取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

○PDCA（Plan Do Check Act の略語）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで、業務を継続的に実施・改善していく手法のこと。

○保健師

所定の専門教育を受け、地域活動や健康教育、保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職のこと。

○ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味がある。社会福祉においては、無償性、善意性、自主性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者のこと。

○ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部。

【マ行】

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

【ヤ行】

○ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者に使いやすいだけでなく、すべての年齢や能力の人々に対して、可能な限り使いやすい製品や環境のデザイン（形態や設計）のこと。

○要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定のことをいう。

被保険者は、厚生省令で定めるところにより、民生委員、指定居宅介護支援事業者または介護保険施設に、要介護認定の申請に関する手続きを代行させることができる。

○要支援者

要支援状態にある 65 歳以上の方、または、政令で定められた特定疾病により要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の方のこと。

第2次三芳町地域福祉計画

発行：令和3年3月

編集：三芳町福祉課

住所：〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話：049-258-0019（代表）

